

片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制 ～佐賀県是蚕業株式会社を事例に～

高 梨 健 司

はじめに

1918（大正7）年11月に佐賀県農会長主導の下に、蚕品種の統一と優良蚕種の製造を目的に佐賀県下蚕種製造業者を糾合して、佐賀県是蚕業株式会社を創設する。この前後に、片倉組（片倉製糸）は、佐賀県に鳥栖製糸所と小城郡是製糸所を開設する。両製糸所は、佐賀県内外から郡農会と特約取引に基づく大量の収繭体制を構築していく。特約組合配布の蚕種供給先が佐賀県是蚕業株式会社であったとされる。片倉製糸は、1931（昭和6）年1月に佐賀県是蚕業株式会社の事業を継承（賃貸借契約）し、片倉佐賀蚕種製造所を設立する。

本稿では、1.鳥栖製糸所・小城郡是製糸所両管内特約組合（員）を指導する蚕業技術員の人数、所属先や配布蚕種の供給先、片倉社製蚕種の配布有無、2.佐賀県是蚕業株式会社の、片倉製糸による事業継承経緯、事業内容、経営者構成、3.片倉佐賀蚕種製造所の製造蚕品種、「分離白1号」育成者の大櫛平三郎（片倉佐賀蚕種製造所長、佐賀県是蚕業株式会社取締役）の業績、蚕種製造高、建物設備拡充などを中心に具体的に究明することを目的とする。

近代日本蚕糸業史研究において、特に蚕種業史研究の蓄積が少ない中で、最大の蚕種製造家として片倉製糸に関する研究は、限られる。片倉製糸の特約組合蚕種配布は、日本各地に設立の片倉蚕種製造所（委託を含む）が地方別に分

担製造・配給していたことが近年明らかにされてきた⁽¹⁾。九州地方において、佐賀県是蚕業株式会社（及び九州蚕種株式会社）が九州所在片倉製糸工場（傍系製糸会社を含む）に蚕種配給の役割を担うことに至る推移が明らかにされよう。

佐賀県是蚕業株式会社に関する本格的研究は、皆無である。この状況の中で、『佐賀県農業史』において、佐賀県是蚕業株式会社の最大株主であった片倉製糸が実質的に佐賀県是蚕種製造を殆ど独占的に掌握した、とする指摘や「片倉製糸は佐賀県蚕糸業界において、蚕種製造—特約養蚕組合—製糸の諸過程を通じて独占を強化拡大して行った」とする記述⁽²⁾には、真偽を含めこれを裏付ける十分な実態分析を欠くため、具体性が乏しい。

また『佐賀県史』（下巻）の中で、片倉製糸が佐賀「県内蚕糸業の全分野全過程を、ほとんど独占的に支配するに至った⁽³⁾」との指摘も同様である。憶測を交えた、実態解明のない抽象的な理解は、現実性に乏しく、地域社会におけるその意味や齎らした成果等を不問に付す欠陥を有する。換言すれば、興味本位の恣意的、独断的な事象分析に陥り勝ちな弊習を排し、客観的、正当な評価が求められよう。

本稿では、上記諸点に配慮した実態解明に努めたい。

1. 片倉製糸の九州進出と佐賀県製糸業

片倉組（片倉製糸）は、九州地方に大正期に

において片倉直系製糸工場5工場、傍系製糸会社2社（6工場）を有する。即ち、佐賀県に鳥栖製糸所（1914年5月創設）と小城郡是製糸所（1920年買収）、大分県に宇佐製糸所（1913年1月買収）と大分製糸所（1917年4月創立）、熊本県に熊本尾沢製糸所（1923年合併開設）、鹿児島県に薩摩製糸株式会社（1919年11月創設）、長崎県に長崎製糸株式会社（1920年3月創立）である。片倉直系・傍系製糸工場は、福岡県と宮崎県を除く、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、長崎県の九州5県に及ぶ。

佐賀県下の器械製糸工場は、1917（大正6）年度に上記片倉組鳥栖製糸所（656釜）、小城郡是製糸株式会社（115釜）、佐賀製糸場（40釜）の3工場にすぎず⁽⁴⁾、中でも鳥栖製糸所の工場規模は、突出している。1910（明治43）年度に足踏式製糸工場として、小城郡東多久村と多久村に納所製糸工場（40釜）、古賀製糸場（30釜）、多久村製糸場（80釜）が操業していた⁽⁵⁾が、農商務省農務局編『第八次全国製糸工場調査』には登場しない。大正期早々に消失したようである。小城郡是製糸株式会社の前身は、1911（明治44）年9月に小城郡多久部5ヶ村の村長外有志22名の発起により多久部製糸生産組合（資本金18,000円）が創立した多久部製糸所である⁽⁶⁾。その後1917（大正6）年2月に株式組織に変更して、小城郡是製糸株式会社に改めるが、1920（大正9）年5月に片倉製糸の買収するところとなり、小城郡是製糸所と改称する。片倉小城郡是製糸所は、小城郡小城町に新築移転し、200釜に増釜、更に1926（大正15）年6月に300釜に拡張する。尚、小城郡是製糸株式会社の社長は、後述の佐賀県是蚕業株式会社の副社長・石井次郎であった。片倉製糸は、佐賀県進出以来、県内の製糸釜数の8割前後、生糸生産量の9割前後を占めており、佐賀県製糸業において片倉製糸は、圧倒的優位を

確立していた。片倉製糸の躍進とは対照的に佐賀県内の在来自家用乃至副業の座繰製糸は、大正期に激減し⁽⁷⁾、産繭供給者への転換が進んでいたことが窺われる。

片倉組の九州進出は、1908（明治41）年5月に鳥栖町購繭所の開設を嚆矢とする。片倉組は産繭購入の増加に伴い、1911（明治44）年に鳥栖乾燥場を新築する。片倉の購繭地域は、北九州地方に拡大するに及び、増加する購入産繭の製糸工場として1914（大正3）年に鳥栖製糸所を開設する。当初は32釜の試験工場であったが、次第に規模を拡張し、翌15年272釜、翌々16年392釜に増設する。1917（大正6）年には鳥栖製糸所は、1,006釜の大製糸工場となり、購繭領域は、佐賀・福岡両県を中心に九州全域に及ぶことになる⁽⁸⁾。1927（昭和2）年4月11日に鳥栖製糸所主催の第4回産繭向上品評会褒賞授与式（於・福岡市大濠会場）を開催し、来賓として佐賀県知事の告辞、同県内部部長、福岡県農林課長、同県大森農会長などが祝辞を述べている⁽⁹⁾。授賞者の内、個人入賞者（優等）は、佐賀県三養基郡（2名）、西松浦郡（2名）、東松浦郡（3名）、藤津郡（2名）、以上9名、福岡県宗像郡（2名）、鞍手郡（1名）、筑紫郡（2名）、粕屋郡（1名）、朝倉郡（1名）、以上7名、長崎県東彼杵郡（3名）、合計19名である。蚕業技術者表彰者は、佐賀県三養基郡（1名）、西松浦郡（2名）、東松浦郡（3名）、藤津郡（2名）、以上8名、福岡県宗像郡（2名）、鞍手郡（1名）、筑紫郡（2名）、粕屋郡（2名）、遠賀郡（1名）、以上8名、長崎県東杵郡（1名）、大分県日田郡（1名）、合計18名であった。上記個人入賞者（優等）と蚕業技術者表彰者を県別に見ると、佐賀県と福岡県に集中しており、その他長崎県、大分県が続いていたことが判明する。来賓者の顔触れや授賞者から、鳥栖製糸所の集繭重点地方を窺い知ることができる。

鳥栖製糸所は、佐賀県、福岡県、長崎県、大分県などの各郡農会と市町村単位に特約取引を行い、大量集繭体制を整えるに至る⁽¹⁰⁾。集繭体制の早期構築は、同時に片倉にとって制約を抱えることにもなる。この点後述。

佐賀県農会（郡農会）は、稚蚕共同飼育の普及、桑苗配布、桑苗接木講習会・桑園品評会を開催し、養蚕・桑園改良のために佐賀県は、奨励金・補助金を交付する⁽¹¹⁾。また佐賀県は、養蚕業発展のために1923（大正12）年より養蚕組合奨励規定を設け、組合員は桑園2反歩以上の経営を条件として、養蚕組合の設置とその活動を促した結果、大正末年には358組合に達した⁽¹²⁾。

小城郡是製糸所は、佐賀県内3郡（小城郡、杵島郡、佐賀郡）を中心に大量集繭体制を構築し、鳥栖製糸所同様、各郡農会と町村部落単位に特約取引を行っていた⁽¹³⁾。1927（昭和2）年4月10日に小城郡是製糸所主催の第3回産繭向上品評会褒賞授与式を開催し、佐賀県知事代理・大竹警察部長、石井次郎前佐賀県会議長、横尾佐賀県農会長、中島小城郡農会長が祝辞を述べている⁽¹⁴⁾。授賞者の内、村養蚕組合授賞者は、杵島郡（1等・1組合）小城郡（2等・1組合）、部落養蚕組合授賞者は1等が小城郡（1組合）、杵島郡（1組合）、佐賀郡（1組合）、2等が小城郡（1組合）、杵島郡（1組合）、佐賀郡（3組合）である。個人受賞者は、優等が杵島郡（2名）、小城郡（2名）、佐賀郡（1名）、1等が杵島郡（5名）、小城郡（7名）、佐賀郡（4名）であった。上記村、部落、個人各受賞者を郡別にみると、佐賀県内において小城郡、杵島郡、佐賀郡が小城郡是製糸所の特約地盤であったことが分かる。

2. 佐賀県の蚕種業と養蚕業の動向

佐賀県の蚕種業は、明治期に漸次発展し、

1903（明治36）年には蚕種製造業者100人、蚕種製造高6,000枚（100蛾付）に及んだ⁽¹⁵⁾。県内蚕種には病毒蚕種の発生割合が高く、県外優良蚕種の供給を仰ぐことが増え、1912（大正元）年には蚕種製造者は47人、更に1918（大正7）年に28人まで減少したという。既に1913（大正2）年に佐賀県立原蚕種製造所を小城町に設置して優良蚕種の製造・配布に努めてきたが、蚕品種の雑駁性は克服されず、「時恰も我国産業界は一大革新の期に入り」、外国種系一代交雑種の普及にあたり、蚕品種の改良・統一と産繭品位の向上が各界より要望されるようになった。此において、佐賀県農会長が中心となり、各郡農会長、製糸所長、県・郡及び各級農会技術員と協議した結果、佐賀「県蚕業振興策として先ず蚕種の改良統一が最も緊要事である」として、1918（大正7）年11月に佐賀県是蚕業株式会社の設立に至った。佐賀県是蚕業株式会社については後述。この時に佐賀県下蚕種製造者の大部分が合流し、一般養蚕家と共に株主となる。このため佐賀県の蚕種製造者は、第1表に示すように、同社設立翌年に6人に減少し、以後5～8人で推移する。県外優良蚕種に対抗する蚕品種の開発を可能とする高度な技術力を欠く小規模蚕種製造業者にとって、自立か合流かの選択の余地は自ずと限られていたといえよう。佐賀県是蚕業(株)に合流した蚕種製造者は、同社において原蚕種、普通蚕種の製造のほか、種繭飼育分場のリーダー的存在として活躍することができたであろう。

第1表に示す佐賀県の1919（大正8）年蚕種製造高156万蛾余は、1916（大正5）年の756,400蛾（1枚100蛾換算）の2.1倍に増加する。その後一時的に減少するものの、24年326万蛾余、27年523万蛾余に増大する。佐賀県是蚕業(株)の設立は、佐賀県の蚕種業（特に普通蚕種製造）の拡大・発展に寄与することになった。

第 1 表 佐賀県の蚕種業と養蚕業（1916～37年）

	蚕種製造者数	原蚕種	普通蚕種	合計	全国順位	養蚕戸数	養蚕戸数 農業戸数×100	収繭高
1916(大正 5)年	20 ^人	412,061 ^枚	3,443 ^枚	7,564 ^枚	45 ^位	23,031 ^戸	30.9%	101,969 ^貫
19(〃 8)年	6	127,083	1,441,110 ^枚	1,568,193 ^枚	43	22,940	32.8	134,440
21(〃 10)年	6	52,151	1,133,947	1,186,098	43	17,859	28.1	143,140
24(〃 13)年	5	143,392	3,118,990	3,262,382	39	22,928	33.4	270,446
27(昭和 2)年	7	168,464	5,067,172	5,235,636	36	33,360	48.9	628,798
29(〃 4)年	7	150,810	4,659,256	4,810,066	38	34,893	50.9	758,546
31(〃 6)年	8	45,394 ^瓦	1,518,832 ^瓦	1,564,226 ^瓦	36	34,078	49.7	747,437
33(〃 8)年	6	65,196 ^枚	2,950,884	2,972,713	27	34,891	51.8	865,215
35(〃 10)年	5	475,744	3,485,910	3,645,199	19	32,875	49.9	735,608
37(〃 12)年	5	245,533	3,419,420	3,501,630	20	30,058	45.5	683,525

(注) 原蚕種は、「無毒額」(「合格高」)、普通蚕種は、「合格高」の各製造高を示す。
 (資料) 農林省蚕糸局編『蚕糸業要覧』各年度、『佐賀県統計書』(勸業)、(産業)各年度、長岡哲三編『昭和八年版 蚕糸年鑑』日本中央蚕糸会、1933年より作成。

1929(昭和4)年には佐賀県の蚕種製造高は、原蚕種、普通蚕種共に2年前に比べ減少しており、佐賀県蚕種業者特に佐賀県是蚕業(株)の製種業経営悪化が生じていたことが窺われる。佐賀県蚕種製造数量の全国順位は、1916年の45位から1924年に39位に上昇し、その後1927年の36位、1932年には26位、1934年に18位、翌35年19位まで上がる。佐賀県蚕種業の全国的な地位上昇が進む。1930年代の佐賀県蚕種業の発展は、片倉製糸の佐賀県是蚕業(株)の事業継承に依るところが大きかったものと言えよう。この点後述。

佐賀県の養蚕戸数は、1920年代前半までの2万戸台から20年代後半以降3万戸台に増加する。農業戸数に占める養蚕戸数の比率は、1910年代後半から1920年代前半にかけて30%前後であったが、1920年代後半から50%前後に上昇する。佐賀県農民の養蚕業依存が増加する。佐賀県の養蚕規模(1戸当り)は、九州諸県の中で最も零細であることが強調されている⁽¹⁶⁾が、佐賀県は、上記農業戸数に占める養蚕戸数の比率が1930年代には九州諸県中第2位から第1位になる。

佐賀県の収繭高についてみると、1916(大正

5)年の10万貫余から1920年代に急速に増加し、1923年の21万貫余、1929年に75万貫余に、1933年には86万貫余に達する。1916～1933年に8.5倍の収繭高を記録する。佐賀県養蚕業の発展要因としては、片倉製糸の佐賀県内製糸工場、特に佐賀県製糸高の9割台を占める鳥栖製糸所と小城郡是製糸所の繰業が大きく寄与していたことは疑いないことであろう。

3. 鳥栖製糸所と小城郡是製糸所の特約組合と蚕種統一

片倉製糸の1927(昭和2)年における特約繭取引量は、地方別にみると、九州地方が最大であった⁽¹⁷⁾。九州地方の中では、佐賀県が最多であり、製糸工場では鳥栖製糸所が群を抜いていた。特約取引率は、鳥栖製糸所の90%、小城郡是製糸所の100%、両製糸所の特約取引率の高さが特徴的である。片倉製糸諸工場の中で鳥栖製糸所と小城郡是製糸所が逸早く特約取引の展開を実現したのは、佐賀県(及び福岡県)当局の全面的協力を得ていたからに外ならない。特に農会(県、郡、町村)の果たした役割は大きい。行政当局との協力関係については後述する。

1929（昭和4）年度において、鳥栖製糸所の特約組合員は、春期21,709人、夏秋期20,396人有り、この内蚕業技術員を雇傭していない特約組合は、春期8組合・組合員352人、夏秋期11組合・組合員502人にすぎない⁽¹⁸⁾。換言すれば、蚕業技術員の指導を受けている組合員は、春期98.4%、夏秋期97.5%に上る。この蚕業技術員は、全て乃至殆ど大部分が町村又は農会所属（春期198人、夏秋期184人）である。春期に鳥栖製糸所に所属する蚕業技術者は2人居るのみで、夏秋期には1人も居ない。組合直属の蚕業技術者も両期共に皆無である。鳥栖製糸所の、特約取引における大きな特徴である。蚕業技術員1人の受持戸数は、春期107戸、夏秋期108戸であった。この受持戸数は、片倉製糸直系諸工場平均（春期80戸、夏秋期66戸）に比べて多く、蚕業技術員が不十分であったことを示す。そのため、鳥栖製糸所は、翌年に同所「直接推薦任用セルモノ六拾参名地方推薦ニヨルモノ貳拾八名計九拾壱名ヲ特約組合ニ派遣シ」、春秋期の給料額の4割、即ち1人平均190円余を補助し、「実地指導ニ従事セシメタリ」という⁽¹⁹⁾。

蚕種の統一状況についてみると、鳥栖製糸所は、春期に片倉社製蚕種28%、「指定又ハ承認」蚕種55%、「関係ナキ蚕種」17%、夏秋期では「指定又ハ承認」蚕種が100%である。春期に片倉社製蚕種が一部使用されているとはいえ、春期の大半と夏秋期の全ては、「指定又ハ承認」蚕種である。「指定又ハ承認」蚕種は、佐賀県是蚕業株式会社の製造蚕種といえよう。ここに、佐賀県の特殊な事情が反映されている。

小城郡是製糸所には、1929（昭和4）年度に特約組合員が春期6,172人、夏秋期6,162人有り、この内蚕業技術員を雇傭していない特約組合は、皆無である。特約組合員は、全て蚕業技術員の指導を受けていたことになる。鳥栖製糸

所以上に蚕業技術員の指導が浸透していた。この蚕業技術員は、町村又は農会所属が春期26人、夏秋期55人、「技術員ニアラザル組合員ノ指導員」が春期145人、夏秋期144人、合計春期171人、夏秋期199人であった。先の蚕業技術員の大部分は、実際には組合指導員であったことになる。小城郡是製糸所所属蚕業技術員、特約組合所属蚕業技術員共に皆無である。「技術員ニアラザル組合員ノ指導員」が大半を占めており、鳥栖製糸所とは異なり、小城郡是製糸所の特徴であった。蚕業技術員（指導員）1人の受持戸数は、春期36戸、夏秋期31戸である。鳥栖製糸所の3分の1前後であった。小城郡是製糸所は、蚕業技術員不足を組合指導員の養成によって補っていたようである。小城郡是製糸所は、1929年3月24日から1週間、管内特約養蚕組合指導員講習会を開催する⁽²⁰⁾。更に小城郡是製糸所は、翌30年1月10日より特約養蚕組合指導員講習会を5日間に亘り開催していた⁽²¹⁾。

蚕種の統一状況に関しては、小城郡是製糸所は、春期、夏秋期共に「指定又ハ承認」蚕種が100%であった。片倉社製蚕種は、皆無である。鳥栖製糸所以上に小城郡是製糸所は、佐賀県是蚕業株式会社製造の蚕種に依存していたことになろう。片倉社製蚕種の統一は、両所の特約取引の高度な展開の一方で、鳥栖製糸所、小城郡是製糸所共に程遠い現状であった。

4. 佐賀県是蚕業株式会社の設立と片倉製糸の事業継承

(1) 佐賀県是蚕業株式会社の設立と事業内容

佐賀県是蚕業株式会社の設立経緯については既述の如くであるが、片倉製糸がどの程度関与したかについては明らかではない。『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』（475頁）には、「片倉は、県

当局の斡旋により、県・郡関係当局者及民間先覚者等と相諮」つたと述べ、片倉の指導的役割を強調しているが、これを裏付ける資料は見当たらない。但し、1929（昭和4）年3月28日開催の片倉製糸取締役会の議案として、佐賀県是蚕業(株)の株式52株（代金1,236円5銭、1株23円77銭）引受の件について審議し、可決していた⁽²²⁾。また、1930（昭和5）年7月30日には小城郡是製糸所が片倉製糸本社の依頼を受けて、佐賀県是蚕業(株)の株式463株に対する第11期配当金2,222円40銭を本日受取り、振替えた旨の報告をしている⁽²³⁾。この463株は、佐賀県是蚕業(株)の株式総数3,000株の15.4%を占める。先の52株が新規株式引受とすれば、それまでに411株を所有していたことになる。この411株は、同社株式総数の13.7%である。佐賀県是蚕業(株)設立当時、片倉組が「最大株主」（典拠無し）であったことが指摘されている⁽²⁴⁾が、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承する前に、同社の大株主であったことは確かなことであるとはいえよう。片倉が佐賀県最大の製糸家として、佐賀県是蚕業(株)の設立に関与していたことは疑いないであろう。但し、片倉製糸の佐賀県是蚕業(株)の経営関与は限定的で、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の支配権を確立していたとすることは、疑問である。

佐賀県是蚕業(株)は、1918（大正7）年11月（又は12月）に佐賀市伊勢屋本町（翌々年小城町に移転）に設立する。同社は、代表者・菰田哲、資本総額150,000円（払込済額1922年10月末75,000円、1928年末120,000円）、株式総数3,000株（1株50円）、株主350名（1922年10月末、1928年末株主483名）である⁽²⁵⁾。佐賀県是蚕業(株)創立期の「役職員」は、顧問に塩入藤五郎（佐賀県技師）、田口文次（佐賀県農会長）、川崎辰一郎（前佐賀県農会長）、野崎熊次郎（片倉鳥栖製糸所長）、石井次郎（小城郡

是製糸(株)社長）、今泉良子（佐賀県農会長）。取締役社長・菰田 哲、常務取締役・稲富藤一、取締役・前田久太郎、篠原与吉、小野原虎吉、嘉村美津羅、秀島辰太郎、貞包礼太郎、古賀哲郎、木下十四三、監査役・石倉淳一、米満鹿太郎、支配人・渡辺信一、技師長・宅島林造が就任する（堀江 巽編『大正九年版 帝国蚕業大鑑』東洋蚕益社、1920年、「広告」5頁）。顧問には佐賀県技師や県郡農会長（現・前）のほか、佐賀県製糸業界を代表する片倉製糸と小城郡是製糸(株)の各所長・社長が就任していた。顧問の内、田口文次、川崎辰一郎、石井次郎、今泉良子共に佐賀県会議員経験者であり、佐賀県政財界の有力者たちであった。片倉製糸側からは佐賀県是蚕業(株)役員（取締役、監査役）への就任はない。役員は、村長や佐賀県会議員などを兼務する農業団体（産業組合、農会など）の有力者たちであった。

佐賀県是蚕業(株)は、佐賀県蚕業試験場を引継ぎ、各種試験研究と蚕種製造配付（原蚕種、普通蚕種）を行い、また佐賀県立農事講習所を継承し、男女蚕業技術員を養成する⁽²⁶⁾。同社蚕種は、佐賀県内以外に九州各県のほか朝鮮等に販路を有していたという。佐賀県は、同社に年々数千円の補助金を交付する⁽²⁷⁾。

佐賀県是蚕業(株)は、佐賀県内の佐賀郡、小城郡、神埼郡、東松浦郡、藤津郡に蚕児飼育分場を設け、春期に支欧一代交雑種及び日支一代雑種、夏秋期は支日三元雑種及び日支一代雑種を製造し、県内養蚕農民に供給する。1926（大正15）年に佐賀県蚕種は、春蚕において「国蚕支7号×国蚕欧7号及び国蚕欧1号」の黄繭種に、夏秋蚕にあつては「国蚕日107号×（国蚕支101号×国蚕支9号）」と「国蚕日107号×国蚕支9号」に各統一されたという。1928（昭和3）年末に、佐賀県蚕業(株)の蚕児飼育分場436、蚕業技術員18人（常置8人、臨時10人）であった⁽²⁸⁾。

1930（昭和5）年に同社の県内蚕児飼育分場組合数4組合、組合員数144人について知ることができる⁽²⁹⁾。即ち、1920（大正9）年春設立の玉島分場組合（東松浦郡玉島村五反田972、田中軍造）組合員83人、翌年春設立の川上村分場組合（佐賀郡川上村73、松野利三）組合員31人、1927（昭和2）年春設立の南山村中原分場組合（小城郡南山村下熊川312、小副川安一）組合員13人、1930（昭和5）年春設立の南山村上熊川分場組合（小城郡南山村大字中原字上熊川、江口虎治）組合員17人であった。

この当時の佐賀県内の主要飼育分場地は、3ヶ所あり、この内1921（大正10）年に分場開始する佐賀郡川上川沿岸地方（川上村）は、春蚕、夏秋蚕飼育を行い、「分場トシテ長所ト認ムル点」は、「一、春暖キ故早掃出来ルコト、二、夏秋ハ冷涼ニシテ分場地桑園ノ土質ヨキコト」であった。1923（大正12）年分場開始の東松浦郡海岸部地方（玉島村、久里村）は、春蚕、夏秋蚕飼育を行い、「分場トシテ長所ト認ムル点」は、「河岸海岸一帯ニ亘リ砂質壤土ナルコト」を挙げている。1928（昭和3）年分場開始の小城郡山間部地方（南山村市川）は、夏秋蚕飼育のみで、「分場トシテ長所ト認ムル点」は、「気候冷涼ニシテ春期ノ飼育ヲセス夏秋期ノミ桑ヲ摘採スルコト」であった。上記3ヶ所共、病毒（微粒子病）少なく、饗蛆病被害が少ないという⁽³⁰⁾。佐賀県は蚕業株式の種繭蚕児飼育分場は、上記分場地方と合致する。同社開発の飼育分場地といえよう。

佐賀県内の蚕種製造用蚕児飼育

場所は、1934（昭和9）年には、7郡市・19町村に亘り、この養蚕戸数は、5,767戸に上る⁽³¹⁾。この蚕児飼育分場は、春期のみ飼育分場が100ヶ所、夏秋期のみ飼育分場327ヶ所、春夏秋共飼育分場408ヶ所、合計835ヶ所であった。この835ヶ所の内、6町村で蚕児飼育場所が50～100ヶ所未満282分場、100～200ヶ所未満323分場、合せて全体の72.5%を占める。佐賀県内の蚕種製造用蚕児飼育分場の集中化がみられ、この傾向は、鹿児島県、宮崎県を除くと、九州諸県の中で顕著である。上記6村は、神埼郡三瀬村、小城郡北山村、東松浦郡玉島村・浜崎町・大里村・七山村であった。佐賀県は蚕業株式の事業を継承した片倉佐賀蚕種製造所による蚕種製造用蚕児飼育分場の開拓が進んでいたの

第2表 佐賀県は蚕業株式の蚕種製造高と佐賀県蚕種掃立枚数

	蚕種製造高 ①	全国 順位	佐賀県蚕種 掃立量 ②	① ② × 100
1919(大正 8)年	47,747 枚	36位	33,778枚	141%
20(〃 9)年	35,000	61	33,703	104
21(〃 10)年	46,066	28	30,622	150
22(〃 11)年	56,117		35,437	158
23(〃 12)年	85,978	12	40,075	215
24(〃 13)年	112,357	10	49,809	226
25(〃 14)年	149,863	9	62,682	239
26(〃 15)年	125,762	9	84,065	150
27(昭和 2)年	167,851	8	103,789	162
28(〃 3)年	165,288	6	107,987	153
29(〃 4)年	150,967	7	124,187	122
30(〃 5)年	3,642,024 蛾	13	114,668	113
31(〃 6)年	(1,077,450) 瓦	15	1,027,610瓦	105
32(〃 7)年	(2,184,143)	5	1,054,473	207
33(〃 8)年	(2,511,053)	7	1,279,971	196
34(〃 9)年	(3,133,684)	5	1,227,284	255
35(〃 10)年	(2,885,589)	4	1,099,182	263
36(〃 11)年	(2,311,013)	6	962,326	240
37(〃 12)年	(2,792,983)	4	893,363	313

(注) 1. () 内の数値は、片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高。

2. 蚕種製造高は、普通蚕種。

3. 1922年の蚕種製造高は、『佐賀県統計書』に依る。

(資料) 「全国蚕種製造家番附」(『蚕業新報』蚕業新報社、所収) 各年度、『佐賀県統計書』(勤業)、(産業) 各年度より作成。

あろう。

第2表に示すように、佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高(普通蚕種)は、1919(大正8)年に47,747枚、以後1920年代に増加傾向にあり、1922(大正11)年56,117枚、23(大正12)年85,978枚、翌24年以降10万枚台に増加し、27(昭和2)年に同社最高の蚕種製造高167,851枚に上る。その後、1928(昭和3)年165,288枚、翌29(昭和4)年150,967枚、翌々30(昭和5)年3,642,024蛾(1枚=28蛾換算で130,072枚)である。1927~30年に4万枚弱減少する。昭和初年の不況期に佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高の減少は、同社の経営にとって深刻な打撃であろう。佐賀県是蚕業(株)の事業を片倉製糸が継承するに至る背景には、こうした状況を否定することはできないであろう。

佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高を全国順位で見ると、1919(大正8)年に36位、翌20年61位に下降するが、翌々年には28位に上昇する。その後同社蚕種製造高の増加と共に急上昇する。1923(大正12)年の12位、翌24年には10位に上昇し、1920年代後半に入って1桁台の順位となる。蚕種製造増大時期の1925~27年の8,9位から、蚕種製造の減少幅が相対的に少ない1928,29年には6,7位まで上昇する。しかし、蚕種製造高の減少幅が大きい1930(昭和5)年

には13位まで下降する。同年、佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高は、全国動向以上に減少が著しかったことになる。

佐賀県蚕種掃立量に占める佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高割合は、同社設立当初、略150%前後を占めていたが、1923~25年には佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造の増加に伴い、200%超まで高まる。その後1920年代後半に減少し、150,160%台から1930(昭和5)年には、113%まで急減する。

佐賀県是蚕業(株)では、蚕業研究会、養蚕講話会を開催し、小城郡是製糸所からの出席をみていた。1929(昭和4)年4月4日に、佐賀県是蚕業(株)において蚕業研究会を開催する⁽³²⁾。小城郡是製糸所から所長・河西民衛、事務長・瀬口義章が出席している。翌30年3月1日に、佐賀県是蚕業(株)創立10周年記念養蚕講話会を小城町桜座において開催し、小城郡是製糸所の蚕業課員が出席する⁽³³⁾。

(2) 片倉製糸紡績株式会社佐賀蚕種製造所の設立と事業展開

1931(昭和6)年1月に片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)の事業を継承して、片倉製糸紡績(株)佐賀蚕種製造所(以下、片倉佐賀蚕種製造所と略称)を設立する。

片倉佐賀蚕種製造所設立当時の佐賀県蚕種製

第3表 佐賀県蚕種製造業者(昭和6年度)

製造者名	郡町村	企業形態	原蚕種	普通蚕種	原蚕分場数
片倉製糸紡績(株)佐賀蚕種製造所	小城郡小城町	株式	60,116 ^蛾	1,077,452 ^瓦	418 ^戸
佐賀蚕種合資会社	東松浦郡久里村	合資	67,704	336,781	424
報国蚕業株式会社	藤津郡鹿島町	株式	8,204	68,953	57
力久製綈一	〃 浜町	〃	1,064	22,851	13
真名子宅太郎	西松浦郡大川村	個人	140	7,565	-
橋本正雄	佐賀市	〃	84	7,415	-
永田 清	東松浦郡鏡村	合資	-	7,406	1
平山卯市	藤津郡大浦村	株式	861	5,256	8
合 計			138,173	1,533,679	921

(資料) 野崎 清編『昭和六年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合聯合会、1933年、318頁より作成。

造業者は、第3表の如くである。佐賀県において、1931（昭和6）年度に蚕種製造業者は、片倉佐賀蚕種製造所以外に、7人が存在していた。小城郡、東松浦郡、西松浦郡、藤津郡、佐賀市に分布する。「企業形態」は、個人2人以外は、株式会社（4社）若しくは合資会社（2社）であった。普通蚕種製造高は、片倉佐賀蚕種製造所が100万グラム超に上り、最大である。片倉佐賀蚕種製造所の普通蚕種製造高は、佐賀県全体の70.3%を占る。これに次ぐ、第2位の佐賀蚕種合資会社は、33万余グラムに止まり、片倉佐賀蚕種製造所との製造格差は、歴然としている。両社の普通蚕種製造高を合せると、佐賀県普通蚕種製造高153万グラム余の92.2%を占めていた。佐賀県普通蚕種製造高第3位の報国蚕業株式会社では、7万グラム弱にすぎない。同第4位の力久袈裟一は、2万2千グラム余、第5位以下の4人は、5千～7千グラム台の小規模蚕種製造者であった。原蚕種製造に関しては、佐賀蚕種合資会社が6万7千蛾余を製造し、片倉佐賀蚕種製造所の6万蛾余を上回っている。佐賀蚕種合資会社は、独自の原蚕種販売先を確保していたのであろう。原蚕分場数は、両社共400戸を超えていた。

次に、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承するに至る経緯を明らかにしておきたい。

1929（昭和4）年7月18日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀県是蚕業(株)の「委任経営」に関して論議しており、出張する同社金富町常務（片倉脩一、後三代兼太郎）に一任することに決する。その後、両社の間で交渉が進められていたようである。1930（昭和5）年11月28日開催の片倉製糸取締役会では、鳥栖製糸所申請の議案として佐賀県是蚕業(株)からの買取申込みに関する件が取り上げられている⁽³⁴⁾。鳥栖製糸所の申請に依れば、「1. 五ヶ年貸借期限経過後返却セラレタル場合は会社カ苦境

ニ陥ルノ恐アルヲ以テ相当価格ヲ以テ買取サレタキ旨申込アリ、2. 買取セサル場合ニ若シ契約期限ヲ先方ヨリ強イテ十ヶ年ニ延長希望シ来リタラハ承認願ヒタシ」というものであった。1929年代半ば以降、両社間の交渉によって、5年間の貸借借契約で略決着をみていたようであるが、契約期間終了後に返却を受けた場合、佐賀県是蚕業(株)の経営が苦境に陥る恐れがあることを勘案して、急遽売却方針に転換し、この旨を鳥栖製糸所に申し入れたようである。片倉製糸側で佐賀県是蚕業(株)の買取に応じない場合は、佐賀県是蚕業(株)から貸借借契約を5年間から10年間に強く延長希望があった際にはこの提案に沿って承認して欲しいことを片倉本社に要望していた。この件に関する審議結果は、貸借借契約は成可く短かく、「不止得ハ十年ニテモ仕方ナシ」というものであった。事態の推移は、結局のところ片倉製糸の思惑通り5年間の貸借借契約にて決着することになる。

1930（昭和5）年12月18日に予て交渉中の佐賀県是蚕業(株)の「事業委託」に関し、同社の菰田社長、貞包専務、小野原・古賀・米満各常務が鳥栖製糸所に来所して、契約条項に付いて折衝の結果、次の仮契約を締結し、翌年1月上旬に臨時株主総会の決議を待って正式に契約書を取り交す事になった⁽³⁵⁾。

資料1

約 定 書⁽³⁶⁾

別紙契約書ノ通り当会社ハ片倉製糸紡績株式会社ト貸借契約ヲ重役会ノ決議ヲ経テ締結セリ本契約ハ来ル昭和六年一月中ニ当会社ハ臨時株主総会ヲ開催シテ之ガ承認ヲ要メテ直チニ実行スルコトヲ堅ク約定ス

佐賀県是蚕業株式会社	社長	菰田 哲
片倉製糸紡績株式会社	社長	片倉兼太郎殿
	代理	矢崎 京二殿

資料 2

賃貸借契約書⁽³⁷⁾

佐賀県是蚕業株式会社ヲ甲トシ片倉製糸紡績株式会社ヲ乙トシテ左ノ契約ヲ締結ス

一、甲ハ別紙目録書ノ土地、建物、蚕具、其他ノ備品一切ヲ賃料每一ヶ年五千式百円ヲ以テ乙ニ貸与シ乙ハ之ヲ使用シ自己ノ名義ヲ用ヒテ任意蚕種製造販売ヲ為スモノトス

但シ賃料支払期ハ甲ノ定期決算前五日以内トス

二、建物蚕具其他ノ備品ニシテ自然減損又ハ減失シタルモノニ対シテハ乙ハ其責任ヲ負ハザルモノトス

火災又ハ不可抗力ニ因リテ減損減失シタル場合亦同シ

三、乙ハ甲ノ定期決算前ニ於テ毎年其年度内ノ収支決算ヲナシ純益金ノ拾分ノ貳ヲ甲ニ提供スルモノトス

四、甲ノ所有土地建物ニ対スル公課金並ニ小修繕費備品購入費ハ蚕種製造ノ経常費ヨリ支出スルモノトス

五、増改築又ハ大ナル修繕ハ甲ト合議ノ上便宜上乙之ヲ立替支払ヒ甲ハ毎決算期ニ於テ乙ニ支払フモノトス

六、甲ハ乙ノ承認ヲ得サル限り九州各県内ニ於テ蚕種ノ製造販売ヲ為ス事ヲ得サルモノトス

若シ甲カ前項ニ違背シタルトキハ違約金トシテ壹ヶ年金五千式百円ヲ乙ニ支払フモノトス

此場合乙ハ第一項ノ賃料ト相殺スルコトヲ妨ケス

七、本契約期間ハ契約ノ日ヨリ満五ヶ年トシ契約期間満了ノ際ハ乙ノ希望ニヨリ更新スルヲ妨ケス

本契約ヲ証スル為此証書貳通ヲ作り各署名捺

印シ甲、乙両者各壹通ヲ所持スルモノトス

昭和 年 月 日

東京市京橋区豊町拾番地

片倉製糸紡績株式会社

社長 片倉兼太郎

代理 矢崎 京二

佐賀県小城郡小城町

佐賀県是蚕業株式会社

社長 菰田 哲

契約証書附帯事項

(一) 佐賀県是蚕業株式会社ハ本契約ノ全文ヲ契約締結以前ニ於テ株主總會ノ承認ヲ終ルコト

(二) 佐賀県ノ委託事業ハ県ノ諒解ヲ得片倉製糸紡績株式会社ニ於テ継承スルコト

(三) 社員備員ハ新採用ノ様式ニ依ルコト

附属書類

一、株主總會決議録

(取締役監査役一同連印)

二、重役会決議録 (同 上)

佐賀県是蚕業(株)の社長・菰田 哲は、「約定書」を作成し、片倉製糸紡績(株)社長・片倉兼太郎の代理・矢崎京二に提出する。矢崎京二は、鳥栖製糸所長である。「約定書」の内容は、佐賀県是蚕業(株)の重役会の決議を経て、同社と片倉製糸紡績(株)との賃貸借仮契約を締結し、その上で翌31(昭和6)年1月上旬に佐賀県是蚕業(株)は、臨時株主總會を開催して、承認を受けて本契約を結ぶことを約定している。

「賃貸借契約書」の主な内容は、佐賀県是蚕業(株)は、その土地、建物、蚕具、その他の備品一切を賃料1年間5,200円にて、片倉製糸紡績(株)に貸与することとし、片倉製糸は、これを使用して片倉名義の蚕種製造販売を行うものとす

る。その他に片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)の定期決算前に毎年度内の収支決算を行い、純益金の10分の2を佐賀県是蚕業(株)に提供するものとしている。また佐賀県是蚕業(株)所有の土地、建物の公課金及び小修繕費、備品購入費は、蚕種製造経常費より支出すること。建物の増改築や大修繕に関しては、両社合議の上、便宜上片倉製糸側がこの立替え払いし、佐賀県是蚕業(株)が決算期毎に片倉製糸に支払うこととする。また佐賀県是蚕業(株)は、片倉製糸の承認なく、九州各県内において蚕種の製造販売をすることができず、もし違反した場合は、違約金として1ヶ年賃料と同額の5,200円を片倉製糸に支払うこととする。この契約期間は5ヶ年とし、契約期間満了の際は、片倉製糸の希望によって更新することができるものとする。片倉製糸主導の賃貸借契約であるが、厳しい不況下において佐賀県是蚕業(株)の存続の危機に直面した時期に賃料5,200円のほかに片倉製糸が純益金の10分の2を提供することや土地、建物の公課金や小修繕費、備品購入費を製造経費中より支出すること、建物の増改築、大修繕費を片倉製糸による立替払いなど佐賀県是蚕業(株)にとって不利、不都合な内容とはいえないものであろう。後に、賃料額と純益金の10分の2提供が組上に載ることになる。この点後述。

「契約証書附帯事項」の中で、片倉製糸は、原蚕種製造と蚕業技術員養成の佐賀県委託事業を継承するとしている。県委託事業の内、原蚕種製造に関してはその後返還し、蚕業技術員養成事業は継承していく。社員、従業員の採用に関する人事は、片倉製糸の方針に従うものとしている。推測の域を出ないが、従来縁做採用から実力本位の人材採用に転換することになったのであろう。

上記仮契約締結後、1931（昭和6）年1月7日に佐賀県是蚕業(株)は、臨時株主総会を開催し、

賃貸借契約を決議する⁽³⁸⁾。昨年12月18日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀県是蚕業(株)取締役の補欠選挙の件が協議され、鳥栖製糸所長の矢崎京二（参事）を推挙した模様である⁽³⁹⁾。但し、実現はしなかったようである。

1931（昭和6）年1月10日に小城郡是製糸所に鳥栖製糸所の矢崎京二所長と蚕業主任・足立梅蔵（技師補）及び片倉普及団の藤岡豊海（参事補）は、佐賀県是蚕業(株)の「委任経営契約調印」のため来所する⁽⁴⁰⁾。これにより同日「一切ノ引継ギヲ完了」し、片倉佐賀蚕種製造所と改称し、同所長に藤岡豊海が新任する。翌11日に上記矢崎所長、足立蚕業主任、藤岡豊海は、佐賀県是蚕業(株)へ機械器具その他引継ぎのため出向し、小城郡是製糸所の事務長・瀬口義章が立合い、引継ぎを行う。尚、同年1月7日の佐賀県是蚕業(株)臨時株主総会当日、小城郡是製糸所に佐賀県内の有力新聞社より片倉製糸の「委任ノ件」に関し、問合せがあり、瀬口事務長が「出向・面談」していた。

同年1月8日に鳥栖製糸所の矢崎所長から小城郡是製糸所の河西所長に電話があり、翌9日に「県是委任問題」に関し佐賀県下の各日刊新聞及び佐賀県蚕糸課各位の了解を得るため、佐賀県是蚕業(株)側と片倉製糸が「合同招待」し、直ちに各町村農会長、特約組合長、有力者宛に経営変更、今後の依頼状を出すことを打合せ。同月9日に「県是問題ノ件」について、小城郡是製糸所の河西民衛所長が佐賀市（佐賀県庁）に出張する。鳥栖製糸所は、1930（昭和5）年に県内各新聞社に賛助金等として寄付していた⁽⁴¹⁾。同年3月9日に佐賀毎日新聞社に300円、4月13日肥前日日新聞社に100円と福井市における新聞記者大会行き旅費として50円、5月12日に唐津日日新聞社に60円、5月25日民衆新聞社に30円、11月27日に佐賀毎日新聞社に60円を各寄付する。片倉製糸のマスコミ対策として佐

賀県内新聞社に行う寄付金の中で、特に県内有力紙の佐賀毎日新聞社に配慮を示していた。1932（昭和7）年2月18日開催の片倉製糸取締役会において、鳥栖製糸所申請の唐津日日新聞社（唐津市）輪転機増設費中150円の寄付に関する議案を審議・可決している⁽⁴²⁾。鳥栖製糸所100円、小城郡製糸所25円、片倉佐賀蚕種製造所25円の分担であった。

佐賀県は蚕業(株)は、従来鳥栖製糸所と小城郡製糸所各管内特約組合に蚕種を直接配布・販売してきたが、1929（昭和4）年3月14日に小城郡製糸所に佐賀県蚕業(株)の社長・菰田哲が来所し、鳥栖製糸所長・片倉五郎及び小城郡製糸所長の河西民衛と折衝の結果、片倉特約組合に限り該蚕種を片倉両製糸所から配布することに成った⁽⁴³⁾。同年初秋蚕種より、鳥栖・小城郡は両製糸所が各管内特約組合に配布し始める。

翌30年には、鳥栖製糸所は、佐賀県蚕業(株)製造蚕種から、片倉社製蚕種の特約組合配布へと順次転換が進んでいく。鳥栖製糸所は、この方針転換の動機を次のように述べている。即ち、「佐賀県福岡県ニ於ケル蚕種ノ統一ハ従前ニ於テハ其効果顕著ナルモノアリト虽モ近時品種ノ急速ナル改善進歩ニヨリ動モスレバ時代ノ推移ニ相伴ハサルモノアリ当所（一鳥栖製糸所）事業上ニ及ボス影響少ナカラサルヲ以テ県并ニ郡当局者ノ非公式諒解ヲ求メ春期ニ於テ河田製蚕種并ニ京都蚕種ノ優良ナルモノ四千七百余枚ヲ当所（一鳥栖製糸所）特約組合ニ配布セリ其成績頗ル佳良ナリシヲ以テ一般蚕業界ニ非常ナル衝動ヲ与ヘ品種改善ノ声漸ク盛ントナレリ次テ晩種蚕品時ノ改善ヲ促ガサシガ為普及団正白満月并ニ当所（一鳥栖製糸所）特定品種壱万枚余ヲ配布シタリ其成績特ニ佳良ナリシヲ以テ愈々品種改善ノ基礎ヲ確立スルヲ為タリ⁽⁴⁴⁾」というものであった。上記「河田製蚕種」は、

河田悦治郎（愛知県）製造の多糸量黄繭種「アスコリ黄繭×支98号」、「京都蚕種」は、向仲愿善（京都府与謝郡養老村）製蚕種か新綾部製糸（京都府何鹿郡綾部町）製蚕種であろう⁽⁴⁵⁾。何れも片倉製糸の委託製造蚕種である。また上記「当所特定品種」とあるのは、鳥栖製糸所が翌31年に特約組合に配布した晩秋蚕種の内、「正白×満月」と「日110号×支105号」が大部分を占めていた⁽⁴⁶⁾ことから、この「日110号×支105号」であろう。1930年に国立蚕業試験場は、夏秋蚕用に国蚕日110号と国蚕支105号の組合せを指定している⁽⁴⁷⁾。

鳥栖製糸所の、集繭管内である佐賀・福岡両県において蚕種の統一は顕著であるものの、佐賀県蚕業(株)の供給蚕品種の改善進歩は立遅れていたことから、鳥栖製糸所の事業に悪影響を齎す事態が生じていた。そこで鳥栖製糸所は、佐賀県及郡当局の「非公式諒解」を得て、春期に片倉製糸の委託製造蚕種である多糸量黄繭種の「河田製蚕種」と「京都蚕種」4,700枚余、晩秋期には片倉普及団製「正白×満月」と鳥栖製糸所の「特定品種」（「日110号×支105号」カ）10,000枚余を各特約組合に配布する。何れもその成績は、極めて佳良であった。鳥栖製糸所は、佐賀県蚕業(株)及びその製造蚕種離れが進みつつあり、佐賀県蚕業(株)は、時代の趨勢に適應した独自の蚕品種改良を実現できなければ、その存在価値を失う事態に直面していたといえよう。佐賀県蚕業(株)の技術的限界が危機感を不況下に増幅し、片倉製糸への事業継承に繋がったのであろう。

鳥栖製糸所は、「蚕品種ノ向上改良ハ養蚕製糸ヲ通シ最モ緊急ナル問題ナルヲ以テ」、新たに試験部を設ける⁽⁴⁸⁾。鳥栖製糸所は、学術研究のため農林大臣の許可を受けて、品種比較試験、系統分離並びに突然変異に依る新品種造成試験、飼育法試験・調査を行うと共に、飼育場

を設け、原種の早急な複製増加に努めた。春期にはその交雑種を製造し、特約組合に配布し、飼育を行ったところ、「相当ノ成績ヲ挙げ得タリ」という。また鳥栖製糸所は、春期「蚕種ガ新品种ニ替リシトニテ作柄ヲ懸念サレシモ壮蚕期天候ノ佳良ナリシト一ニハ特約組合ニ多数技術者ヲ設置セシメ徹底セル指導ヲナセシ結果稀有ノ豊作ヲナセリ」と報告している。前述の「河田製蚕種」と「京都蚕種」は、この鳥栖製糸所試験部による製造蚕種であったようである。鳥栖製糸所は、既に前年に養蚕室を新設し、晩秋期に飼育試験を行っていた⁽⁴⁹⁾。この蚕室は、1棟（建坪56坪25）である。鳥栖製糸所と佐賀県是蚕業(株)の一体性は、明確に綻びが生じていたものといえよう。佐賀県是蚕業(株)が優良蚕品種の開発・製造が出来ない以上、鳥栖製糸所の自立・離脱が進んでいくことは自明であった。片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承した1931（昭和6）年7月20日に、同年初秋蚕より片倉社製蚕種を特約組合へ配布することの了解を得るために、小城郡是製糸所の事務長・瀬口義章が佐賀県蚕糸課及び県農会へ出頭する⁽⁵⁰⁾。斯くて、佐賀県内の片倉製糸傘下の特約組合へ片倉社製蚕種の配布が公認されることになる。

片倉佐賀蚕種製造所の土地、建物は、1931（昭和6）年12月31日現在、佐賀県是蚕業(株)所有の借地5,205坪（構内4,163坪、構外1,042坪）、借地桑園2,243坪、同社所有建物（家賃5,200円）建坪1,047坪5合、延坪1,258坪である⁽⁵¹⁾。社員は、所長以下6名、従業員製造中のみ、男女合計150名であった⁽⁵²⁾。

片倉製糸の正式辞令として、1931（昭和6）年2月28日に藤岡豊海が片倉佐賀蚕種製造所の所長(心得)、同年4月8日には事務長兼務を各命じられる⁽⁵³⁾。藤岡豊海は、蚕糸業組合法制定による佐賀県蚕種業組合設立に伴い、同年11月27日に佐賀県庁内において役員選挙の結

果、佐賀県蚕種業組合長、全国蚕種業組合聯合会議員に当選する。藤岡豊海は、片倉製糸に入社する以前には、徳島県技手、和歌山県技師・同県蚕業試験場長の経歴をもつ。藤岡豊海は、1929（昭和4）年2月19日に片倉紀南製糸所（和歌山県日高郡湯川村）に和歌山県蚕業技師として、蚕業視察のため西本技手ほか2名同伴の上乗所していた⁽⁵⁴⁾。片倉製糸は、藤岡豊海の人物、研究能力を熟知し、入社を検討していたのであろう。片倉製糸の取締役会（1929年8月28日開催）の人事案件に藤岡豊海の名が挙っており⁽⁵⁵⁾、藤岡はこの年に片倉製糸に入社し、片倉普及団に赴任したものと思われる。藤岡豊海の主な業績は、次の通りである。

- 藤岡豊海（徳島県技手）「飽く迄も打算的な徳島県蚕糸業」（『大日本蚕糸会報』第316号、1918年5月、37～38頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「春蚕保温装置と換気」（『蚕業新報』第369号、1924年3月、501～503頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「秋蚕飼育と蚕種」（『蚕業新報』第372号、1924年6月、930～931頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「改良上簇法其他に就て」（『蚕業新報』第381号、1925年3月、310～312頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「壮蚕密閉育に就て」（佐久良会雑誌第19号抄録）（『蚕業新報』第398号、1926年8月、945～946頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「この不況に直面しても養蚕家は無関心」（「繭価不振に対して養蚕業者の意向と其の対策」）（『蚕糸界報』第442号、1928年、14～15頁）

次に、片倉佐賀蚕種製造所の1931（昭和6）

年春秋普通蚕種、佐賀県委託原蚕種の製造数量と製造工程について明らかにしよう。4月19日～10月30日病毒予知検査、5月8日～12日蚕児雌雄鑑別講習、4月18日～5月7日春蚕原種掃立、6月1～17日種繭入荷（4,338貫700匁）、6月11～30日蚕種製造（64,476枚）、7月7～23日秋蚕原種掃立、8月13～20日種繭入荷（1,313貫170匁）、8月18～27日秋蚕種製造（26,954枚）、10月31日、12月5日バラ種洗浄及び詰入（20グラム入・43,648ヶ、10グラム入・699ヶ）⁽⁵⁶⁾。佐賀県委託原種製造数60,116蛾（2,147枚）。原蚕種飼育分場技術員事務打合会を同年3月24、25日に開催していた。この打合会には片倉製糸本社から斉藤常雄と片倉普及団の曾根原克維（現業長）が出席している。尚、片倉佐賀蚕種製造所に佐賀県委託事業監督官の同県蚕糸課技手・玉木勝彰が駐在する。

片倉佐賀蚕種製造所は、原蚕飼育分場を長崎県、福岡県、佐賀県3県に新設し、更に1934（昭和9）年には春期早掃地を鹿児島県に、晩掃地を熊本県、大分県の山間部に各設置する⁽⁵⁷⁾。

片倉佐賀蚕種製造所製造の1931（昭和6）年原蚕種品種名は、春蚕種が国蚕支7号、国蚕支13号、国蚕支14号、国蚕支15号、国蚕欧3号、国蚕欧7号、国蚕欧16号、国蚕欧17号、郡是黄、金黄、ジアロアスコリ、夏秋蚕種が国蚕日107号、国蚕日110号、国蚕支9号、国蚕支102号、国蚕支103号、国蚕支105号、国蚕欧9号、正白、県是欧白、県是白であった⁽⁵⁸⁾。片倉佐賀蚕種製造所は、多様な原蚕種を製造している。

片倉佐賀蚕種製造所の同年「種繭平均価格」（1貫匁当）は、「豊白」4円91銭、「豊黄」5円2銭、「瑞祥」4円86銭、「欧9号」4円88銭、「正白」5円13銭、「満月」4円81銭、「日110号」4円97銭であった⁽⁵⁹⁾。蚕品種毎に価格差が生じており、普通蚕種の品種は、片倉製糸開発の独自蚕品種中心に製造・配布していたよう

である。佐賀県の委託原蚕種の品種は多様で、片倉佐賀蚕種製造所が特約組合に配布する蚕品種とは異なり、片倉佐賀蚕種製造所の負担は、大きなものであったことであろう⁽⁶⁰⁾。この負担の大きさが、片倉製糸の佐賀県委託原蚕種の製造返上の一因となろう。

片倉佐賀蚕種製造所は、佐賀県委託の原蚕種の製造及び農事講習生の養成を引き継いでいたが、1931（昭和6）年10月28日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀蚕種製造所の佐賀県依託事業に関する議案が上呈され、この委託事業の内、原蚕種の製造を止め、講習生の養成のみ引受ける事を決定する⁽⁶¹⁾。折しも同年11月2日に片倉佐賀蚕種製造所に佐賀県蚕糸課長・神津昌一郎が来所し、佐賀県委託事業中原蚕種の製造を佐賀県直営とし、片倉佐賀蚕種製造所は、講習生の養成のみを委託する交渉があり、直ちに同所より片倉製糸本社に伺った結果、原蚕種の製造は、1932年度より片倉佐賀蚕種製造所から分離し、農事講習生の養成のみを引受ける事に応諾する⁽⁶²⁾。尚、事前に両者の間で打ち合わせがあった事実は、資料上みられない。但し、同年8月24日開催の佐賀県蚕糸協会総会において、蚕業試験場設置の請願の件について協議し、議決をみていた。この請願のほか、佐賀県にとって原蚕種の製造を一製糸会社に全面的に依存・委託することについて、佐賀県当局内部に異論が生じていたのであろう。先の理由からも、片倉製糸にとって好都合な事態であったといえよう。同年4月1日入学の佐賀県蚕業講習生は、20名であった。農事講習部規程に依れば、蚕業に関する学理及び技術を講習する。

佐賀県立蚕業試験場新設に当り、片倉製糸取締役会（1933年5月18日開催）において、鳥栖製糸所、小城郡是製糸所、片倉佐賀蚕種製造所合せて850円の「寄付承認」の件について協議している⁽⁶³⁾。

1929（昭和4）年に佐賀県会において、主として養蚕組合と製糸家間の特約取引繭に付き検定を行い、繭取引の改善並びに繭質の向上を図るために繭検定所の新設を決定する。翌30年6月1日に佐賀県立繭検定所は、佐賀郡春日村池田熊一所有の工場20釜を借り受け、開業する⁽⁶⁴⁾。鳥栖製糸所より繰糸業手10名、再繰業手2名、結束係1名を融通派遣する。前月20日には佐賀県農林技師・小玉敬三、同技手・宮崎 清が鳥栖製糸所の矢崎所長と共に小城郡是製糸所に来所し、新設の繭検定所規程・細則作成の打合せを行う⁽⁶⁵⁾。繭検定所設立の準備段階から片倉製糸が深く係わっていたことが判明する。

（3）片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高動向

片倉佐賀蚕種製造所は、第2表に示すように、佐賀県は蚕業(株)の事業を継承した1931（昭和6）年に蚕種製造高1,077,450グラム（蚕種1枚＝28蛾＝9.375グラム換算で114,928枚）、前年（130,072枚＝3,642,024蛾）比1割程の減少をみるが、翌年より急速に増加する。1932（昭和7）年2,184,143グラム（前年比2倍）に急増し、片倉製糸が事業継承する前の佐賀県は蚕業(株)時代を通じても此程の蚕種製造高を実現したことはなかった。翌々年には3,133,684グラムに達し、この年をピークに減少するものの、略300万グラム弱を維持する。

片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高は、全国順位でみると1931年の第15位から1930年代に第5位前後に上昇する。1935、37両年には第4位であった。佐賀県蚕種製造業者（特に片倉佐賀蚕種製造所）が蚕種高において全国トップクラス入りを果たしていたのである。尚、佐賀県において蚕種製造高第2位の佐賀蚕種合資会社は、1931（昭和6）年に336,783グラムから1934（昭和9）年の881,708グラムに増大する⁽⁶⁶⁾。翌年以後、減少する。同社の蚕種製造高は、片

倉佐賀蚕種製造所のそれに比べると、1931年の31.3%から1937年には21.9%まで減少する。佐賀県における片倉佐賀蚕種製造所の優位が一層拡大する。

佐賀県蚕種掃立量に占める片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高比率は、1931（昭和6）年の105%から翌年の207%、1934～36年には250%前後に上昇する。県内蚕種掃立量が減少する中で、1937年に至り313%まで増進する。片倉佐賀蚕種製造所の県外蚕種配布・販売依存が高まる。

次に、鳥栖・小城郡は両製糸所の特約組合配布の蚕品種を具体的に究明することにして。

1931（昭和6）年より鳥栖製糸所、小城郡は製糸所共に御法川式多条繰糸機の設置が進む。鳥栖製糸所は、1934（昭和9）年3月までに御法川式多条繰糸機1,120釜（10諸＝1釜換算）、小城郡は製糸所は、1931（昭和6）年に御法川式多条繰糸機600釜（10諸＝1釜換算）の設置を行う。1936（昭和11）年新糸～翌37（昭和12）年1月末日に両製糸所が御法川式多条繰糸機を使用した白14中製造生糸の各期交雑種毎にみると、鳥栖製糸所においては、「春白14中」は、「分離白×支17号」を中心に「大安×満月」、「豊白×満月」の3種、「晩秋白14中」は、「分離白×満月」を大部分に「栄光×満月」が続く⁽⁶⁷⁾。小城郡は製糸所においては、「春白14中」は、「分離白×支17号」を中心に「分離白×満月」の2種、「初秋白14中」は、「分離白×満月」1種、「晩秋白14中」は、「栄光×満月」を大部分にして、「日111号×支107号」が続く。両製糸所共に、「分離白」、「満月」、を春・初秋・晩秋各期に多用していた。両蚕品種以外では、「支17号」、「大安」、「豊白」、「栄光」、「日111号」、「支107号」であった。両製糸所を除く九州地方片倉製糸諸工場（傍系製糸会社を含む）の中で最も多く使用した交雑種は、「春

白14中」が「分離白×支17号」又は「分離白×満月」、「晩秋白14中」が「分離白×満月」と「栄光×満月」であった。尚、上記蚕品種以外で九州地方片倉製糸諸工場が使用した蚕品種は、「瑞祥」のみで、数量は僅かであった。九州地方片倉製糸諸工場も鳥栖製糸所や小城郡是製糸所と同様の交雑種を用いている傾向にあった。片倉佐賀蚕種製造所が此等交雑種の製造に寄与していよう。

(4) 片倉製糸による佐賀県是蚕業株式会社の持株、経営形態(構想)の推移

前述の如く、片倉製糸は、既に1930(昭和5)年7月30日以前に佐賀県是蚕業(株)の株式463株を所有する、同社大株主であったが、その後も株式を買い増す機会が度々生じていた。

1933(昭和8)年7月18日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀県是蚕業(株)の株式引受の件が審議される。従前の佐賀県是蚕業株式会社(資本金150,000円、3,000株、1株50円〔40円払込〕)の引受株数463株(片倉兼太郎名義)のほかに、新規引受株式として1,485株、合せて片倉製糸引受株式1,948株に高まる⁽⁶⁸⁾。片倉製糸の同社株式所有比率は、65%を占めるまでになる。この内訳は、片倉兼太郎1,658株、今井五介200株、尾沢虎雄20株、藤岡豊海20株、野口真幸20株、山岡政市20株、板山 茂10株に分割所有する。片倉兼太郎は、片倉製糸紡績(株)取締役社長、今井五介は、同社副社長、此以外は、片倉製糸幹部社員である。即ち、尾沢虎雄(理事)は、九州幹事(前九州監督)、薩摩製糸(株)専務取締役、松江片倉製糸(株)監査役、藤岡豊海は、既述の片倉佐賀蚕種製造所長、野口真幸は、鳥栖製糸所長、山岡政市は、熊本尾沢製糸所長、板山 茂は、薩摩製糸(株)鹿兒島工場長である。何れも九州地方所在の片倉製糸直系工場長・蚕種製造所長、傍系製糸会社役員・工

場長であった。以上の株式の外に約600株は、「一時引受け形式ヲ採り、前所有者並ニ地方関係組合等ニ分譲ノコト」とする。上記片倉所有持株数は、合せて佐賀県是蚕業(株)の総株式数の85%を占める⁽⁶⁹⁾。持株増加によって、片倉製糸の同社経営支配は、揺ぎないものとなる。また、「片倉会社個人名義分ハ会社ヨリ株式名義貸付トシ重役供託株トシテ委任状付佐賀県是会社ニ保管ノコト」にする。上記片倉製糸役員・幹部社員は、一部を除き佐賀県是蚕業(株)の重役(役員)として同社株式を個人名義貸付にしていた。佐賀県是蚕業(株)の役員については後述。上記議案は、「更ニ調査ノ上提案スル事」として次回廻しとなり、その後同年9月8日に決議を得て実施することになる。取締役会決議録には、7月18日決議として掲載している。前月28日開催の片倉製糸取締役会において、同議案が既に討議されていた。片倉製糸の引受株数は、1,500株、また、1,000株を一時仮引受として地方組合に分譲することにしていた⁽⁷⁰⁾。6月28日から7月18日の間に同議案は、引受株数が448株増加するが、一時引受け株式が約400株減少する。この株式の分譲先として新たに前所有者を含むことになる。この前所有者とは、片倉製糸に所有株式を譲り渡した佐賀県是蚕業(株)の役員退任者であろう。

片倉製糸は、1932(昭和7)年11月8日開催の取締役会において、佐賀県是蚕業株式会社に關する議案を討議している。その内容は、佐賀県是蚕業(株)との賃貸借契約を解除し、佐賀県是蚕業(株)名をもって営業し、片倉製糸に経営委任することとし、片倉製糸の推薦する社長並びに重役を選任すること等を12月中旬開催の佐賀県是蚕業(株)定時総会に提案し、定款の変更を成すというものであった⁽⁷¹⁾。この議案は、結局のところ取締役会において済可に至らなかったようである。

次いで、翌33年5月27日開催の片倉製糸取締役会に未上呈となった佐賀県是蚕業(株)に関する議案について紹介しよう⁽⁷²⁾。その内容は、1. 同社株式全部を片倉製糸が買い受けること、2. 蚕種製造は従前通り、土地、建物等賃貸借の契約形式を採り、片倉製糸名にて蚕種製造をすること、3. 片倉製糸の買収株式の蒐集は、佐賀県是蚕業(株)現重役の責任と成すこと、4. 同社株式買収後の重役は、片倉製糸より社長を今井副社長、尾沢(虎雄)その他とする。5. 同社定款を変更し、取締役15名、監査役5名以内とすることであった。上文中に削除された項目があり、その内容は、片倉佐賀蚕種製造所の経済を別途の形式とし、その利益全部を佐賀県是蚕業(株)の株主に配当するというものであった。結局、この議案は、取締役会に直前で上呈に至らず、取消しとなる。実質的に片倉製糸の翌月からの取締役会の佐賀県是蚕業(株)に関する議案が上記議案の新提案として審議されることになったのであろう。片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)との賃貸借契約を継続しながら、その内容に変更が生じていた。

片倉製糸は、1933(昭和8)年7月18日開催の取締役会において、佐賀県是蚕業(株)賃貸借契約改訂の件を提案している⁽⁷³⁾。この改訂要旨は、1. 賃料1ヶ年5,200円を16,000円に改めること、2. 純益金10分の2を提供する条項を削除すること、3. 契約期間5ヶ年を会社存立期限内(8ヶ年)とすること、4. 別に覚書を作成して支払賃料の用途並びに改訂契約が7年度に遡り有効であると約束することであった。賃料算出の基礎は、1. 払込資本金120,000円に対する8分の配当金9,600円、2. 重役報酬3,000円、3. 法定積立金概算(利益金20分の1以上)500円、4. 固定銷却金2,000円、5. 雑費(会議費、保険料、その他)900円、合計16,000円。「備考」として、賃貸借の理由は、

蚕種自治検査関係により片倉製糸会社名にて蚕種製造を行う必要にあることに依る。また税金は、片倉製糸にて前記賃料以外に支出することを記す。この議案は、取締役会において「更ニ調査ノ上提案スル事」となり、その後賃料は13,500円に、この内配当金は6分の7,200円に、雑費は800円に各修正の上、合計13,500円(「1933年8月成立」となる。

次いで、1935(昭和10)年11月28日開催の片倉製糸取締役会に佐賀県是蚕業(株)賃料増額と貸付金限度決定の件が議案提出される。この内容は、1. 前年度賃料15,600円に対し、本年度(自1934年12月至翌35年11月)は、9,400円を増額し、25,000円を交付する⁽⁷⁴⁾。同社は11月末決算である。この増額理由は、蚕種製造計画の拡張に伴い、建物・機器等の整備充実を図った結果、固定銷却金と建物取毀等による諸損金の増加その他に充当するためであった。来年度は、諸損金減少により3,000円内外の減額を見込む。2. 貸付金限度5,000円と定め、株主配当金、税金、雑費(旅費、利子等を含む)を貸与する。尚、増築工事特別支出が必要とする場合は、この限度額の追加承認ができる。利率は、片倉製糸における関係会社の貸借利率とする。この議案は、取締役会において可決する。但し、賃料は、1935年度の25,000円から翌年度以降20,000円とする。片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造拡張に伴う賃料増額と片倉製糸から佐賀県是蚕業(株)への5,000円を限度とする貸付金及び増築工事等の特別支出を承認する。

(5) 佐賀県是蚕業株式会社の経営者構成・経歴 ～片倉製糸役員と地元役員

1918(大正7)年創立の佐賀県是蚕業(株)社長は、菰田 哲である。菰田 哲(慶応2年12月5日生)は、1910(明治43)年5月7日設立の有限責任川上信用購買販売組合(佐賀県佐賀郡

川上村)の組合長、佐賀県信用組合連合会長、佐賀県購買販売組合連合会長、佐賀軌道株式会社(1912年11月設立)取締役、肥前日日新聞株式会社(1922年11月設立)監査役であった⁽⁷⁵⁾。菰田 哲は、川上村第10代村長(1915年4月～1923年4月29日)、佐賀郡会議員、佐賀県会議員(1913年3月～1917年3月)を務め、党派は、「中央クラブ」所属であった⁽⁷⁶⁾。菰田は、二大政党の憲政会(民政党)や政友会と距離を置いた党派的中立性と佐賀県是蚕業(株)創立時には佐賀県会議員を退任し、同社経営に専念できる等の条件が整っていたことが佐賀県是蚕業(株)社長就任の背景にあったのであろう。佐賀県会議員の菰田の職業欄は「無(地主)」であり、1933年2月4日に歿する。菰田 哲は、地主であり、佐賀県農業団体(産業組合)や佐賀県政界の有力者であった。同社その他の経営陣については、既述の如く1930(昭和5)年12月18日に佐賀県是蚕業(株)の「事業委託」仮契約をした同社役員として、菰田社長の外、貞包(礼太郎)専務、小野原(虎吉)・古賀(哲郎)・米満(鹿太郎)各常務が登場していたが、社長の菰田と常務の小野原を除く上記3名は、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承した後の1933(昭和8)年12月末以降においても佐賀県是蚕業(株)の経営者(取締役)として継続就任している。菰田 哲と小野原虎吉は、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の経営支配を確立するまで引続き就任していた(各年版『帝国銀行会社要録』)が、菰田 哲死後、貞包礼太郎が一時的に同社社長に就任する(『第二十一版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」7頁)。

第4表は、片倉製糸と賃貸借契約を締結し、片倉佐賀蚕種製造所を設立して間も無い佐賀県是蚕業(株)役員の名と経歴を示す。同社取締役は、1933年12月26日～1935年7月30日、監査役は、1940年頃の各就任時期である。取締役は、何れも任期満了後「再選見込」であった⁽⁷⁷⁾。

佐賀県是蚕業(株)の代表取締役社長は、片倉製糸紡績(株)取締役社長の今井五介である。片倉製糸社長の今井五介の佐賀県是蚕業(株)社長就任は、片倉製糸の同社重視の現れといえよう。取締役副社長は、地元の石井次郎と栗山賚四郎である。石井次郎(明治元年5月生)は、佐賀県士族(旧多久藩)、小城郡南多久村長(1909年5月～1921年2月、1936年3月～1939年4月)⁽⁷⁸⁾、無限責任多久郡購買生産販売組合長、小城郡是製糸(株)社長⁽⁷⁹⁾(片倉小城郡是製糸所の前身)、肥前日日新聞(株)代表取締役、小城共済銀行取締役、多久銀行頭取⁽⁸⁰⁾・監査役、西海商業銀行取締役、佐賀県農会長(1927年8月～1929年8月)⁽⁸¹⁾、小城郡農会評議員⁽⁸²⁾、小城郡会議員、佐賀県会議員(自由党1899年9月～1905年3月、政友会1917年3月～1925年3月)⁽⁸³⁾、佐賀県議長(14代)⁽⁸⁴⁾、衆議院議員(政友会1928年3月第16回総選挙当選、1930年2月第17回総選挙当選)⁽⁸⁵⁾などを歴任する。石井次郎は、佐賀県是蚕業(株)創立期に顧問に就任している。石井は、片倉製糸の株主でもあり、1929年度末に82株、1936年度末に52株を各所有する⁽⁸⁶⁾。石井次郎は、佐賀県政財界の有力者である。片倉製糸が賃貸借仮契約を締結する前日の1930(昭和5)年12月17日に、代議士(前佐賀県農会長、前小城郡是製糸(株)社長)の石井次郎が小城郡是製糸所を来訪し、作業状態及び工場設備を視察していた⁽⁸⁷⁾。

栗山賚四郎(文久3年8月23日生、佐賀県神埼郡蓮池村)は、1881年東京専門法律科卒業後、博文館社員、信府日報社・西肥日報社各主筆等を歴職し⁽⁸⁸⁾、神埼郡名誉職参事会員、佐賀県会議員(1897年9月～1899年9月、憲政会1916年3月～1929年3月)⁽⁸⁹⁾、佐賀県議長(15代)⁽⁹⁰⁾、衆議院議員(民政党1930年2月第17回総選挙当選)⁽⁹¹⁾を務めた。栗山賚四郎は、マスコミ界出身の佐賀県政界の有力者である。

第4表 佐賀県是蚕業株式会社役員

	氏名	経歴
代表取締役社長	今井 五介	片倉製糸紡績(株)取締役社長
副社長(取締役)	石井 次郎	多久銀行頭取・監査役、衆議院議員、佐賀県会議員(議長)
〃	栗山賚四郎	信府日報・西肥日報各主筆、衆議院議員、佐賀県会議員・議長
常務取締役	尾沢 虎雄	片倉製糸九州監督・幹事、鳥栖製糸所長、小城郡是製糸所長
取締役	山口 渉	東松浦郡巖木村長・助役・議員、巖木信用販売購買組合長
〃	貞包礼太郎	前佐賀県是蚕業(株)専務取締役、神埼郡神埼町長、神埼郡農会長
〃	武富 平三	小城郡農会長、晴田村長、私立晴田通俗図書館長
〃	古賀 哲郎	金融(質物)業者、鳥栖郵便局長、大正蚕種合資会社代表、鳥栖町長
〃	西原藤三郎	有限責任大詫間信用組合長(佐賀郡大詫間村)、大詫間村長・農会長
〃	井手口達一	佐賀県農業会理事・藤津支部長、佐賀県会議員、藤津郡能古見村長
〃	米満鹿太郎	佐賀県会議員、多久銀行監査役、佐賀県官吏、佐賀蚕種合資会社・社長
〃	古川 虎八	佐賀県農業会理事・杵島支部長、杵島郡武雄町農業会長、杵島郡農会技師
〃	野口 真幸	鳥栖製糸所長、高知製糸所長、尾沢製糸所長
〃	山岡 政市	熊本尾沢製糸所長
〃	大櫛平三郎	熊本県蚕業試験場長、片倉佐賀蚕種製造所長
監査役	副島 元市	佐賀県農業会副会長、佐賀県会議員、伊万里市農業委員
〃	本村 久雄	佐賀県農業会理事、佐賀郡久保村農業会長、久保泉州信用販売購買利用組合長
〃	小山 自三	薩摩製糸(株)鹿兒島工場長、松江片倉製糸(株)所長

(注) 1. 取締役の就任期間は、1933年12月26日～35年7月30日。以降、再選見込み。

2. 監査役の就任時期は、1938年頃。

(資料) 『昭和十一年度 取締役会議案綴 本店庶務課』、片倉製糸紡績株式会社考査課編 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941年、459頁、内尾直二編 『第十一版 人事興信録』(人事興信所、1938年)、谷元二『第十三版 大衆人事録』(帝国秘密探偵社・国勢協会、1940年)、『第四十版 銀行会社要録』(東京興信所、1936年)、小城郡教育会編 『小城郡誌』(名著出版、1974年)、『佐賀銀行史』(佐賀銀行、1971年)、『佐賀県農協三十年のあゆみ』(農協創立30周年記念事業実行委員会、1978年)、高瀬末吉編 『昭和五年版 大日本商工録』(大日本商工会、1930年)、『佐賀新聞』、富谷益蔵 『佐賀県官民肖像録』(博進社、1915年)、『大櫛平三郎先生伝・研究業績要録』(大櫛平三郎先生顕彰記念事業会、1964年)などにより作成。

栗山賚四郎は、1944年1月15日に歿す。

佐賀県是蚕業(株)の副社長に政友会の石井次郎と民政党の栗山賚四郎という二大政党のバランスをとった佐賀県政界有力者を据えていた。

専務取締役には、片倉製糸の九州幹事(前九州監督)、片倉製糸傍系会社の長崎製糸(株)専務取締役の尾沢虎雄(理事)が就任する⁽⁹²⁾。尾沢虎雄は、片倉尾沢製糸所・平野製糸所各所長などのほか、既に九州内では鳥栖製糸所長、小城郡是製糸所長を経験していた。尾沢虎雄は、企業経営に通じた、経験豊富な片倉製糸の幹部

社員である。

取締役の内、山口 渉は、東松浦郡巖木村長(1912年7月～1924年7月)、助役(1904年3月～1912年7月)、村会議員(1929年5月～1937年4月)(『巖木町史』下巻、唐津市、2011年、323～324、316頁)、巖木信用販売購買組合(1922年1月18日設立)3代組合長(『佐賀県農協30年のあゆみ』佐賀県農業協同組合中央会、1978年、464頁)である。山口 渉は、東松浦郡地方の政財界の有力者であった。

取締役・貞包礼太郎は、神埼郡神埼町長第6

代・1910年7月～1922年7月、第8代・1932年3月～1936年3月（前掲神埼町史編さん委員会編『神埼町史』682頁）、神埼郡農会長（『佐賀市史』第四卷、近代編大正・昭和前期、佐賀市、1979年、361頁）、佐賀県是蚕業(株)創立当初の取締役（前掲堀江 巽編『大正九年版 帝国蚕業大鑑』同社「広告」）、後に専務取締役などを歴任する。貞包礼太郎は、神埼郡地方の政財界有力者で、佐賀県是蚕業(株)の有力創立メンバーであった。

武富平三（佐賀県小城郡晴田村、現・小城市）は、小城郡晴田村長（1919年～1932年3月）、私立晴田通俗図書館（1915年11月創立）館長、晴田村教育後援会（1928年創立）会長、小城郡是製糸(株)監査役、小城郡農会長（1927年～1946年）⁽⁹³⁾などを歴任する。武富平三が小城郡農会長就任時に、前記石井次郎が小城郡農会評議員を務める。1929（昭和4）年3月24日から1週間、小城郡是製糸所が管内養蚕組合指導員講習会を開催した際の主な来賓者の1人として小城郡農会長の武富平三が出席している⁽⁹⁴⁾。翌々年10月4日には小城郡農会長の武富平三が小城郡是製糸所を繭取引状況視察のために来訪する⁽⁹⁵⁾。同年12月2日に小城郡是製糸所の所長・河西民衛は、杵島郡実行組合聯合会設立の件に付き、武富平三小城郡農会長の自宅を訪問し、意見交換する。武富平三は、「小城郡産業開発の中枢機関」、小城郡「農業界の中枢機関⁽⁹⁶⁾」としての小城郡農会の有力者であり、片倉製糸（小城郡是製糸所）の蚕業政策遂行の上で重要な人物であった。佐賀県是蚕業(株)の役員として懇請するに値する人物であるといえよう。

取締役・古賀哲郎（佐賀県三養基郡鳥栖町）は、上述のように片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承する前の同社常務取締役から、引き続き経営陣の1人として就任する。古賀哲郎は、大正蚕種合資会社（1918年3月設立）代表無限

責任社員、九州製菓株式会社（1923年3月設立）代表取締役社長、鳥栖町の金融（質物）業者（1930年営業税88円、所得税609円納入）⁽⁹⁷⁾であり、鳥栖郵便局長、鳥栖町の町長（1929年3月～1936年11月）⁽⁹⁸⁾でもあった。古賀哲郎の所得税額は、金融（質物）業者として三養基郡内において橋本虎之助（鳥栖町）に次ぐ。片倉製糸北九州監督・武井楨太郎（理事）の告別式（1929年6月1日）の主な弔問者に古賀鳥栖町長の名がみえる⁽⁹⁹⁾。尚、古賀哲郎は、片倉製糸紡績(株)の株主である。1929年度末に同社株式110株、1936年度末に55株を所有する⁽¹⁰⁰⁾。古賀哲郎は、蚕種業等経営者のほか、鳥栖製糸所所在の鳥栖町の有力者である。

取締役・西原藤三郎は、1912（明治45年）5月30日設立の有限責任大詫間信用組合（佐賀県佐賀郡大詫間村）の組合長、大詫間村の村長（1905年10月～1937年6月）、農会長、漁業組合長、有明海苔(株)社長、1919年1月設立の佐賀塗料製造株式会社（佐賀郡中川副村）取締役である⁽¹⁰¹⁾。西原藤三郎は、佐賀郡内の農業団体（農会、産業組合）を始めとする政財界の有力者であった。

取締役・井手口達一（明治10年2月15日生、佐賀県藤津郡能古見村）は、能古見村長（1925年11月～1939年6月）、助役、藤津郡農会長・養蚕組合長、佐賀県農会理事・養蚕組合連合会副会長・畜産組合連合会理事・山林会理事・養鶏組合理事、佐賀県議員（民政党1933年3月～1945年4月）⁽¹⁰²⁾、佐賀県農業会（1943年12月30日創立）の理事（藤津支部長）⁽¹⁰³⁾などを歴任する。井手口達一は、佐賀県政界・農業団体（農会等）の有力者である。

取締役・米満鹿太郎（明治10年5月29日生、佐賀県小城郡北多久村、現・多久市）は、京都高等蚕業学校（別科）出身の佐賀県官吏（蚕業取締吏員、地方種繭審査会書記、俸給月27

円)、佐賀蚕種合資会社社長、大正蚕種合資会社無限責任社員、佐賀県参事会員、佐賀県会議員(政友会1929年3月～1937年3月)⁽¹⁰⁴⁾などを歴任し、前記石井次郎が頭取を務めた多久銀行の監査役に就任している⁽¹⁰⁵⁾。米満鹿太郎は、石井次郎に連なる政友会派の県会議員である。佐賀県会議員の米満鹿太郎の「職業」欄は、「農業」である。米満は、富農経営を基盤としている。佐賀県是蚕業(株)の創立と共に佐賀蚕種合資会社(小城郡三日月村)は、解散・合流した模様である。米満鹿太郎は、佐賀県是蚕業(株)創立時に監査役に就任しており、佐賀県官吏として同社経営監視役の立場にあったものといえよう。1927(昭和2)年7月3日に米満鹿太郎は、小城郡是製糸所の片倉所長、熊田熊一と共に鳥栖製糸所へ来所し、佐賀郡一円(川上村を除く)を初秋蚕より鳥栖製糸所所属とする交渉を行う⁽¹⁰⁶⁾。川上地方は、佐賀県内の養蚕盛業地として知られており、小城郡是製糸所は、この地方を特約地盤として保持する必要があったのであろう。特約地盤の変更には、地元有力者の援助を頼みとすることがあったようである。同年9月6日には、米満鹿太郎は、小城郡農会長、杵島郡農会長と共に鳥栖製糸所へ来所し、小城郡是製糸所を両郡の養蚕組合に開放する件について協議の上、原案等を作成する⁽¹⁰⁷⁾。この問題に関しては、両郡養蚕家の一部に意思の不一致が生じたため協議が進まず、小城郡是製糸所は、一応打ち切りこの実行を他日に留保することを1928(昭和3)年4月16日に両郡農会に正式に通告することになった⁽¹⁰⁸⁾。佐賀県是蚕業(株)専務の米満鹿太郎は、1931(昭和6)年1月7日に小城郡是製糸所に同日開催の佐賀県是蚕業(株)株主総会の件について来所する⁽¹⁰⁹⁾。小城郡是製糸所は、同日午後4時同氏より株主総会の結果、片倉製糸への委任の件可決した旨の通知を受ける。小城郡出身の米満鹿太郎は、小城郡是製糸

所とは懇意にしていたことが窺われる。また同年5月13日には米満鹿太郎は、小城郡是製糸所に桑葉不足補充法及び小城郡聯合組合統制の件について打合せのため来所する。同月24日に米満鹿太郎は、繭検定所の件と蚕況聴取のため、小城郡是製糸所を来訪する。同年7月22日、小城郡是製糸所は、講堂において小城郡、佐賀郡、杵島郡各町村技術員の協議会を開催する。この協議会に米満鹿太郎が出席していた。尚、同年2月19日に片倉佐賀蚕種製造所より出火し、新旧事務所、蚕室2棟が全焼する。小城郡是製糸所は、片倉製糸九州監督より鳥栖製糸所、小城郡是製糸所、佐賀県是蚕業(株)及び米満鹿太郎氏と相談の上、「宜敷善後策ヲ講ズル様」にとの電話を受ける。翌々21日に佐賀県是蚕業(株)の菰田社長、米満重役、鳥栖製糸所矢崎所長が小城郡是製糸所に来所し、失火善後策に付いて打合せを行う。斯くの如く、佐賀県是蚕業(株)の役員の中で、米満鹿太郎は重要案件において屢次登場しており、米満鹿太郎は、実質的な実務遂行者、同社事業の中心的役割を果していたものと思われる。但し、常務取締役に片倉製糸の尾沢虎雄就任からは、尾沢がこの役割を果すことになったのであろう。

取締役・古川虎八(佐賀県杵島郡武雄町、現・武雄市)は、杵島郡農会技師、武雄町信用販売購買利用組合(1930年9月26日設立)の二代組合長、佐賀県農業会(1943年12月30日創立)理事・杵島支部長、武雄町農業会(1944年3月9日設立)初代・三代会長を歴任する⁽¹¹⁰⁾。古川虎八は、杵島郡農業団体(農会技師)の有力者である。

以上から、佐賀県是蚕業(株)の地元取締役は、佐賀県会議員及び東松浦郡、神埼郡、小城郡、佐賀郡、藤津郡、杵島郡等の佐賀県諸郡に亘る農会・農業団体の有力者を中心に構成されていたことがわかる。

取締役・野口真幸は、鳥栖製糸所長である⁽¹¹¹⁾。野口は、鳥栖製糸所赴任以前には、片倉傍系製糸会社の片倉江津製糸(株)工場長、高知製糸所長などを歴任する⁽¹¹²⁾。野口真幸は、経験豊かな片倉製糸幹部社員である。

取締役・山岡政市は、熊本尾沢製糸所長である⁽¹¹³⁾。山岡政市は、熊本工場懇談会会長、熊本県蚕糸業連盟会委員、輸出生糸同業組合評議員会実行委員となり、また1930(昭和5)年4月2日開催の大日本蚕糸会第25回総会及び熊本支部第3回総会において、大日本蚕糸会有功章を受章する⁽¹¹⁴⁾。山岡政市は、長らく熊本尾沢製糸所長を勤めた、片倉製糸のベテラン幹部社員である。山岡政市は、片倉製糸紡績(株)の株主であり、1929年度末に280株、1936年度末に100株を各所有していた⁽¹¹⁵⁾。

取締役・大櫛平三郎は、熊本県蚕業試験場長から、1933(昭和8)年11月に片倉製糸紡績(株)に入社し、片倉佐賀蚕種製造所長(準社員)に就任する⁽¹¹⁶⁾。片倉製糸以外にも郡是製糸その他2,3の製糸会社から入社誘いがあったが、片倉製糸の原料部長で大櫛平三郎と同窓生(農商務省蚕業講習所卒業)の野崎熊次郎の懇請により、また勤務地を家庭の事情から九州地区という条件を諒承したことから片倉製糸に入社を決断したという。野崎熊次郎は、曾て鳥栖製糸所長を勤めており、卒業後も大櫛平三郎と親交を深めていたのであろう。大櫛平三郎の片倉佐賀蚕種製造所長就任と共に、同所長の藤岡豊海は、片倉沼津蚕種製造所長に転勤する。

大櫛平三郎は、「分離白1号」の育成者で、1930(昭和5)年から熊本県の配付品種(夏秋期)となり、全国的にも広く用いられた蚕品種であり、解舒良好、糸質にも優れていることを特徴としている⁽¹¹⁷⁾。大櫛平三郎入社後は、「分離白1号」の改良と「満月」との組み合わせについて研究を進めている。片倉製糸の「分離白1

号」(原蚕種管理品種の日9号)は、この「熊本分離白1号」の改良種といわれている。従来、夏秋蚕の品種は、作柄、解舒不良という難点があったが、この「分離白1号」は、解舒、糸質、糸量に優れ、夏秋期の飼育に適するのみならず、春蚕用としても多用されるに至る。「わが国蚕品種の歴史に一新紀元を画した⁽¹¹⁸⁾」品種であった、といわれる所以である。大櫛平三郎は、「地方蚕業試験場長の白眉」、「我が蚕糸会が有するナンバーワンの試験場長」という評価を得ていた⁽¹¹⁹⁾。大櫛平三郎の主な研究業績は、以下の通りである。

《『熊本県蚕業試験場報告』》

- 「蚕卵ノ冷蔵塩酸卵化法ニ就テ」(第1巻第2号、1925年6月)
- 「夏秋蚕不作(主トシテ軟化病ニヨル)ノ原因ニ関スル研究 第一報 蚕児飼育温度、湿度、蚕品種並ニ蚕期ノ差異ニ依ル飼料トノ関係」(第1巻第3号、1925年7月)
- 「硬軟程度ヲ異ニスル桑葉ノ蚕児飼料的価値ニ就テ 第一報 夏秋蚕期ニ於ケル稚蚕用桑ニ就テノ観察」(第2巻第1号、1926年5月)
- 「原蚕飼育温度ガ卵並ニ次代蚕ニ及ス影響ニ就テ」(第2巻第1号、1926年5月)
- 「夏秋蚕不作(主トシテ軟化病ニヨル)ノ原因ニ関スル研究 第二報 气流ノ有無ガ家蚕ノ幼虫ニ及ス影響ニ就テ」(第2巻第4号、1927年12月)
- 「夏秋蚕不作(主トシテ軟化病ニヨル)ノ原因ニ関スル研究 第三報 温度ノ高低並ニ変化ガ家蚕ノ幼虫並ニ蛹ニ及ス影響ニ就テ」(第2巻第5号、1928年4月)
- 「夏秋蚕不作(主トシテ軟化病ニヨル)ノ原因ニ関スル研究 第四報 不時ニ襲来スル不良気温ガ家蚕ノ幼虫並ニ蛹ニ及ス影響ニ就テ」(第3巻第1号、1928年7月)

- 「夏秋蚕不作（主トシテ軟化病ニヨル）ノ原因ニ関スル研究 第五報 各蚕期ニ於ケル桑葉ガ蚕作並ニ蚕ノ栄養ニ及ス影響ニ就テ」（第3巻第3号、1928年12月）
- 「夏秋蚕不作ノ原因ニ関スル研究 第六報 再び夏秋期一化蚕飼育困難ナル原因ニ就テ」（第3巻第3号、1930年10月）
- 「分離白一号（後ノ国蚕日九号）育成ノ経過及本品種ノ性状ニ就テ」（第3巻第6号、1933年1月）
- 「土壤水分ヲ異ニスル桑葉ノ飼料的価値並ニ桑品種ノ土壤乾燥ニ対スル抵抗力ノ強弱ニ就テ」（第3巻第7号、1935年5月）
- 「秋蚕桑葉の硬軟程度と蚕児飼料的価値」（第414号、1926年、53～57頁）
- 「夏秋蚕不作の原因に関する研究」（第439号、1928年、40～51頁）
- 「初秋蚕繭質改良の実際」（第441号、1928年、34～40頁）
- 「産業合理化より観たる蚕の品種改良及飼育法問題」（第466号、1930年、83～85頁）
- 「再び夏秋期一化蚕飼育困難なる原因に就て」（第480号、1932年、23～34頁）
- 「聖上陛下の御親臨を仰ぎ奉りて」（第479号、1932年、78～82頁）
- 「夏秋蚕新種分離白一号並に其交雑種に就て」（第496号、1933年、68～69頁）

〈『大日本蚕糸会報』、『蚕糸界報』（1928年～）〉

- 「種繭保護に関する実験成績」（第264号、1914年、45～59頁）
- 「一代雑種の実行は易々たる問題なり」（第271号、1914年、31～34頁）
- 「原蚕メ飼育とは何ぞや」（第322号、1918年、13～19頁）
- 「浸湯酸卵化方法」（第352号、1921年、33～39頁）
- 「本年秋蚕不作の原因と其予防策（秋蚕不作の原因三点）」（第371号、1922年、7～9頁）
- 「未来の国母陛下を迎へ奉りて」（第379号、1923年、43～45頁）
- 「蚕卵の人工越冬塩酸孵化法に就て(一)(二)(三)(四)」（第388号、1924年、19～21頁、第389号、1924年、27～30頁、第390号、1924年、21～24頁、第391号、1924年、20～23頁）
- 「夏秋蚕不作（主として軟化病による）の原因に関する研究（上）（下）」（第404号、1925年、27～33頁、第405号、1925年、27～31頁）
- 「塩酸中の夾雑物が蚕卵に及す影響に就て」（第413号、1926年、30～34頁）

上記研究業績からも大櫛平三郎の育蚕種研究者として傑出した能力を備えていたことは、疑いないことであろう。

片倉製糸取締役会（1937年5月18日開催）における「昭和十二年度現業主任会議経過報告」の中で、「繰糸時期ヲ問ワザル…特殊ナル欠点ナキ」蚕品種として「分離白×満月」を挙げていた⁽¹²⁰⁾。同年片倉社製蚕種の内、「分離白×満月」は、春期（413,000ヶ）の61.8%、秋期（130,000ヶ）の72.2%を占めていた。「満月」は、片倉製糸普及団の小針喜三郎が育成した品種で、「交雑能率、産卵性等全般的な性質において画期的な良種⁽¹²¹⁾」である。大櫛平三郎育成の「分離白1号」と小針喜三郎育成の「満月」の組合せ、即ち「分離白1号×満月」は、作柄、解舒、糸質、糸量に優れた画期的な交雑種である。この交雑種は、片倉製糸において両俊英の出合いから生まれ、「分離白1号」と「満月」の改良と両品種の組み合わせの研究を一層進展させて、日本蚕糸業の発展に大きな貢献を果たすことになった。大櫛平三郎と小針喜三郎は共に中途入社である。片倉製糸の優

れた人材の確保は、中途採用という形で実現していた。

監査役に関しては、資料的制約から上記役員とは就任時期が異なり、1940年頃の時期に限定される。

監査役・副島元市（明治22年4月6日生、西松浦郡松浦村、現・伊万里市）は、西松浦郡役所農区技手、農業技手、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）副会長、伊万里市農業委員⁽¹²²⁾、佐賀県会議員（1945年4月～）⁽¹²³⁾等を歴任する。県会議員の副島元市の「職業」欄は、「農業」と記載されており、富裕農・副島元市は、佐賀県政界及び農業団体の有力者といえよう。

監査役・小山自三は、片倉製糸傍系会社の薩摩製糸(株)鹿児島工場長である。小山自三は、片倉大阪出張所長、松江片倉製糸(株)所長から、1934（昭和9）年度以降、薩摩製糸(株)鹿児島工場長に就任している。小山は、1937年には既に佐賀県是蚕業(株)の監査役に就任していた。小山自三は、経験豊富な片倉製糸の幹部社員である。

監査役・本村久雄（佐賀県佐賀郡久保泉村、現・佐賀市）は、久保泉村長（『職員録』（昭和二年七月一日現在）、内閣印刷局、1927年、984頁）、久保泉村信用販売購買利用組合（1920年3月6日設立）3代組合長、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）理事、久保泉村農業会（1944年3月7日設立）初代会長（前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』66、406頁）などを歴任する。本村久雄は、佐賀県農業団体の有力者である。監査役3名の内、副島元市と木村久雄は、片倉製糸の佐賀県是蚕業(株)の事業継承以来、同社監査役を務めており（各年版『帝国銀行会社要録』）、この両名は、地元の有力農会関係者、残り1名は、片倉製糸の幹部社員で九州所在の片倉傍系製糸会社工場長である。

片倉製糸による佐賀県是蚕業(株)の圧倒的株式

所有の下で、佐賀県是蚕業(株)の役員中、同社を代表する取締役社長と専務取締役という重要な役職を片倉製糸が占めていた。換言すれば、片倉製糸による佐賀県是蚕業(株)の新経営体制の構築である。片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承した当初は、経営者構成に大きな変化はなく、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の株式所有を増大させ、経営支配を確固たるものにした上で経営体制の刷新を執行したのであろう。

1939,40年頃迄に、佐賀県是蚕業(株)の役員に変更が大分生じていた。同社取締役社長は今井五介が継続する中で、副社長は石井次郎が退任し、栗山資四郎1名となる。専務取締役には大櫛平三郎が就任していた⁽¹²⁴⁾。前専務取締役の尾沢虎雄は、片倉下諏訪製糸所長に転任している。取締役は、地元側では山口 渉、貞包礼太郎、古賀哲郎、西原藤三郎、米満鹿太郎、古川虎八が退任し、新たに武富礼太郎、江頭六助、中川原賢治、渡辺藤三郎、福富次郎が就任する。この新取締役5名は、1936年末以降の就任である（各年版『帝国銀行会社要録』）。井手口達一と武富平三のみが継続就任している。片倉製糸側では平取締役は、片倉製糸幹部社員で、鳥栖製糸所長の尾沢郁司1名のみである。前鳥栖製糸所長の野口真幸は、片倉尾沢製糸所長に転勤する。佐賀県是蚕業(株)取締役の大幅な入れ替えが進んでいる。

新取締役の内、武富礼太郎（明治17年1月7日生、佐賀県杵島郡佐留志村、後に3村合併して江北村）は、佐賀県会議員（憲政会1925年3月～1929年3月）⁽¹²⁵⁾、佐賀県農会長（1937年8月～1939年8月、1940年8月～1944年1月）、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）顧問⁽¹²⁶⁾、江北村農業会（1944年3月31日設立）初代会長などを歴任する。佐賀県会議員の武富礼太郎の「職業」欄は、「農業」と記述しており、地方富裕農・武富礼太郎は、佐賀県政界及び農業

団体（農会）有力者である。

取締役・江頭六助（明治20年3月1日生、佐賀県東松浦郡相知村、後に相知町）は、火薬類販売業を営む多額納税者（直接国税1,206円）、1919年6月設立の相知土地株式会社（相知村）取締役⁽¹²⁷⁾であり、佐賀県参事会員、佐賀県会議員（政友会1929年3月～1947年4月）、相知町第11代町長（1943年）⁽¹²⁸⁾、佐賀県会議長（20代）⁽¹²⁹⁾などを歴任する。佐賀県会議員の江頭六助の「職業」欄には、「火薬業、農業」とあり、江頭六助は、農業と火薬類販売を家業として、佐賀県議会で活躍していた。また江頭六助は、佐賀県農会長（1935年8月～1937年8月）、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）顧問⁽¹³⁰⁾を務める。江頭六助は、佐賀県政界並びに農業団体（農会）有力者であった。

取締役・渡辺藤三郎（西松浦郡黒川村、現・伊万里市）は、黒川村信用販売購買組合（1924年4月17日設立）2代組合長（前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』473頁）、西松浦郡畜産組合（1918年9月5日設立）評議員（西松浦郡役所編『西松浦郡誌』（復刻版）名著出版、1972年、260～262頁）などを歴任する。

取締役・中川原賢治は、三養基郡旭村長（1928年4月～1936年4月）、大正蚕種合資会社無限責任社員、九州製粉精穀株式会社（1920年5月設立）社長、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）理事である⁽¹³¹⁾。渡辺藤三郎、中川原賢治共に、上記武富礼太郎、江頭六助同様、佐賀県農業団体の有力者であった。

取締役・福富瑛次郎（佐賀県神埼郡仁比山村）は、神埼郡蚕業技手（前掲神埼町史編さん委員会編『神埼町史』980～981頁）、1912年2月13日設立（組合員21名）の無限責任八子信用生産購買販売組合（養蚕、仁比山村大字城原字八子）組合長（『佐賀県産業組合一覧表（大正十年三月一日現在）』佐賀県内務部、1921年、9

頁）などを務める。八子部落による『福富瑛次郎君頌徳碑』が1921年1月に建立される。

佐賀県是蚕業(株)の取締役構成は、片倉製糸の同社事業継承以来、地元の農業関係団体（農会、産業組合等）の有力者、佐賀県会議員たちを配していたことがわかる。

佐賀県是蚕業(株)は、1935（昭和10）年下益金7,478円、前期繰越益金178円を実現している⁽¹³²⁾。同社地元側の経営者たちは、高度な専門経営者とはいえず、片倉製糸に全面的に依存することによって、経営の安定と利益の達成を実現することができたものといえよう。

片倉製糸が事業継承せず、佐賀県是蚕業(株)が事業継続をした場合、資金力、高度な技術力、経営力等を欠くため、時勢に対応できず、経営破綻は免れなかったであろう。片倉製糸の佐賀県是蚕業(株)の事業継承とその安定は、同時に旧秩序、地方支配体制の維持に寄与することになる。

(6) 片倉佐賀蚕種製造所の建物設備拡充

片倉佐賀蚕種製造所の「創業時代」の建物設備は、事務室、蚕種製造室、蚕児飼育室、蚕種冷蔵庫、鏡検室、実験室、人工孵化室、寄宿舎、食堂等であった⁽¹³³⁾。以下、限られた片倉製糸内部資料によって、建物設備の拡充内容を検討することにしよう。

片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業継承した年には、早々に片倉佐賀蚕種製造所設備の母蛾調整機、顕微鏡の購入と営繕に着手する。1931（昭和6）年3月28日開催の片倉製糸取締役会は、片倉佐賀蚕種製造所より申請の母蛾調整機と顕微鏡購入の件に付いて審議している⁽¹³⁴⁾。その内容は、母蛾調整機1台（代金1,000円）、顕微鏡12台（代金518円40銭、1台43円20銭）、合計1,518円40銭であった。同年4月28日開催の片倉製糸取締役会に片倉佐賀蚕種製造所の営繕費2,151円を議案上呈する⁽¹³⁵⁾。この内訳は、

寄宿舍2棟工費583円、繭荷受場工費345円、抑制室工費158円、渡り廊下工費332円、門衛工費168円、外囲工費136円、浴場工費428円であった。

翌年の片倉製糸取締役会（1932年2月27日開催）では、片倉佐賀蚕種製造所設置の消防用小型ポンプ購入（代金350円）について協議する⁽¹³⁶⁾。片倉佐賀蚕種製造所は、購入理由として現在2重瓶式消火器20個配置するが、近隣草葺家屋にして火災上懸念のため新調を希望していた。この案件は、可決している。

翌33（昭和8）年10月18日開催の片倉製糸取締役会において、片倉佐賀蚕種製造所申請の冷蔵庫改築（工費16,268円）について審議する⁽¹³⁷⁾。この改築理由は、「現在ノ冷蔵庫（水庫毎年氷代1,500円ヲ要ス）ハ腐朽甚シク且ツ装置不完全ニシテ蚕種15万箱ノ冷蔵ニ堪ヘス尚明年1月20日頃ヨリ使用ナスニ依リ此際御承認願タシ」というものであった。この建物冷蔵設備等は、木造瓦葺平屋建（梁間5間、桁行13間）建坪65坪（工費2,275円）、アンモニア式冷蔵設置一式（13,443円）、給水、動力配線その他雑工事一式（550円）である。蚕種15万箱を安全に冷蔵するためには、片倉製糸が佐賀県是蚕業（株）の事業を継承した当時の老朽化した旧式冷蔵庫では限界が生じていたのである。

更に片倉製糸は、1934（昭和9）年2月8日開催の取締役会に片倉佐賀蚕種製造所の採種室と試験蚕室その他の増改築の議案を提出する⁽¹³⁸⁾。この内訳は、採種室瓦葺2階建（6間×13間）延坪156坪（工事代金5,728円）、試験蚕室瓦葺平屋建（4.5間×22.5間）一部2階建地下造、延坪117坪（工事代金4,563円）、渡廊下トタン葺平家（1間×21.75間）建坪21坪75（工事代金405円）、貯繭庫兼宿舍移転瓦葺平屋建（4間×21間）建坪84坪（工事代金672円）、冷蔵庫連絡廊下（1間×23間）トタン葺平屋建、建坪23坪（工事代金414円）、採種室及び試験蚕室内部設備一式（工事代金1,690円）、合計13,672円であった。この議案は、取締役会において「可決」する。

第5表は1935（昭和10）年2月8日開催の片倉製糸取締役会に提出の片倉佐賀蚕種製造所の製造設備増設並びに寄宿舍、食堂改築についての議案である。この提案理由は、「佐賀県是蚕業株式会社ノ事業継承以来逐年製造額ヲ増加シ現在ノ不完全ナル設備ヲ以テハ要求額ヲ充タスコト能ハサルノミナラス保護取扱上ノ欠陥ニ基ク産卵量ノ低下脱落卵ノ増加等極メテ経済上不利ナルヲ以テ採種室試験蚕室荷受所ヲ増築シ尚人員ノ増加（最盛期三五〇人）ニ伴ヒ寄宿舍食堂ヲ増改築シタシ」というものであった。片倉

第5表 片倉佐賀蚕種製造所の施設新增築案件（1935年）

採種室	梁間 6.0、桁行 10.0	木造2階建	新築	延坪 120 坪	坪当 40 円	4,800 円
試験蚕室	梁間 4.5、桁行 2.5	木造2階建	増築	〃 22 坪 5	〃 30 円	675 円
荷受所	梁間 1.5、桁行 11.0	木造平屋建	新築	建坪 16 坪 5	〃 〃	495 円
女子寄宿舍	梁間 5.0、桁行 12.0	木造2階建	新築	延坪 120 坪	〃 50 円	6,000 円
食堂	梁間 5.0、桁行 13.5	木造平屋建	新築	建坪 67 坪 5	〃 40 円	2,700 円
炊事物置	梁間 3.0、桁行 5.0	木造平屋建	改築	〃 15 坪	〃 20 円	300 円
炊事人寄宿舍	梁間 2.0、桁行 2.5	木造平屋建	改築	〃 5 坪	〃 25 円	125 円
諸家屋取毀費其他				延坪 94 坪 5		95 円
合 計						15,190 円

（資料）『昭和十年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社』。より作成。

佐賀蚕種製造所の設立以来、蚕種製造量の増加に伴い、従来の設備の不完全、欠陥の改善と増加する従業員のための寄宿舎、食堂の増改築が必要であった。採種室、試験蚕室、荷受所、女子寄宿舎、食堂、炊事物置、炊事人寄宿舎、諸家屋取毀費その他合せて工費15,190円に上る。この案件は、片倉製糸取締役会において「可決」をみる。

以上毎年のように、片倉佐賀蚕種製造所の建物設備の拡充が進められていた。

更に片倉製糸は、1940（昭和15）年6月18日開催の取締役会において、片倉佐賀蚕種製造所の蚕種庫増設を審議している⁽¹³⁹⁾。この増設理由は、「越年種七万个ヲ完全保護スルニハ天井高一二尺収容面積六〇坪ヲ要スルモ現蚕種庫ハ二階建四八坪狭隘且天井高低ク構造不完全ニシテ階上ニ於テハ夏季八五度ニ昇リ本年ハ不取敢送風装置ヲ設ケタルモ保護ノ完避ヲ期シ難キヲ以テ外周ヲ煉瓦壁ト爲シ内庫壁トノ間ニハ三尺五寸天井ト屋根トノ間ニハ五尺ノ間隔ヲ設ケ内庫ハ木骨両面嵌板張り鋸屑詰トナシ外温ノ影響ヲ防止シタシ」というものであった。この蚕種庫（梁間6間52、桁行13間53）は、外周煉瓦積瓦葺平屋建1棟88坪4、内庫共（単価154円32銭）、工費13,642円である。この蚕種庫増設案件は、片倉製糸取締役会において「可決」する。従来の蚕種庫の手狭と構造上の不備、欠陥は、この増設によって、改善されることになった。

片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業継承以来、片倉佐賀蚕種製造所の建物設備は、一新されることになったといえよう。

尚、片倉佐賀蚕種製造所は、1942（昭和17）年度の蚕種製造（2,178,000グラム）を最後に製造を終了する⁽¹⁴⁰⁾。佐賀県是蚕業株式会社は、戦時期の1943（昭和18）年2月3日開催の片倉製糸取締役会において、日本航空機(株)に売却の

件を議決し⁽¹⁴¹⁾、同月13日に日東航機工業(株)へ賃貸されることになる。

おわりに

片倉組（片倉製糸）は佐賀県に進出し、鳥栖製糸所と小城郡是製糸所を設立する。鳥栖・小城郡是両製糸所は、佐賀県内の近代的大規模製糸工場で、佐賀県製糸高の9割台を占めるほど、圧倒的優位を確立していた。鳥栖製糸所は、佐賀県と福岡県を中心に九州地方から、小城郡是製糸所は、佐賀県3郡（小城郡、杵島郡、佐賀郡）を中心に、各郡農会と市町村単位に特約取引を行い、大量集繭体制を構築する。佐賀県は、両製糸所の主要収繭基盤であった。

鳥栖製糸所、小城郡是製糸所共に特約取引は高度に展開するものの、鳥栖製糸所においては、特約組合（員）を指導する蚕業技術員は町村又は農会所属であったが、十分な人数を確保するには至らなかった。また小城郡是製糸所の場合は、蚕業技術員は大部分が組合指導員であった。町村又は農会所属の蚕業技術員は少なく、このため小城郡是製糸所は、特約組合指導員講習会を開催して、組合指導員を養成していたのである。

鳥栖製糸所と小城郡是製糸所が特約組合配布蚕種は、佐賀県是蚕業(株)に供給を仰ぎ、片倉社製蚕種は、僅かであった。佐賀県是蚕業(株)は、1918（大正7）年に佐賀県農会の主導によって設立する。片倉組が佐賀県是蚕業(株)の大株主として関与していたが、此れを以て同社の経営支配権を確立したとは言い難い。片倉製糸側から同社役員派遣や貸付金供給などを示す資料及び記述は、見い出せない。片倉組（片倉製糸）は、アドバイザー的役割を果たしていたにすぎないのであろう。鳥栖製糸所長の野崎熊次郎が同社顧問に就任しているにとどまる。佐賀県内蚕種製

造業者20数名を糾合して組織した佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高は、1927(昭和2)年にピークを迎えるまで急増していくが、その後減少に向い、昭和恐慌期に入り一段と減少する。佐賀県是蚕業(株)は、経営危機に直面していた。此に至り佐賀県是蚕業(株)は経営再建を模索し、一時片倉製糸による買収案も俎上するが、結局5ヶ年の貸付借契約で同社事業を片倉製糸が継承することになり、片倉製糸紡績(株)佐賀蚕種製造所(片倉佐賀蚕種製造所)を設立する。

片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高は、事業継承以前よりも大幅に増加し、1934(昭和9)年には300万グラムを超える。同所蚕種製造高は、全国順位でみると最高で第4位まで上昇する。片倉佐賀蚕種製造所の製造蚕品種は、「熊本分離白1号」の改良種である「分離白1号」と片倉製糸育成の「満月」の交雑種を中心に春、初秋、晩秋各期を通じて多用された。九州地方片倉製糸諸工場へ同所製造蚕種が配給される。

片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)の株式所有を高め、1933(昭和8)年9月には同社株式を1,948株所有まで増加する。同社株式総数の65%を占める。この外に604株を一時引受け形式をとり、前所有者、地方関係組合等に分譲することとした。合せると2,552株となり、同社総株数の85%に達する。

持株数を増加した1933年末には、片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)の経営体制を一新する。片倉製糸側からは、同社代表取締役社長に片倉製糸紡績(株)取締役社長の今井五介が就任する。専務取締役には、九州地方片倉製糸諸工場の統括者(九州幹事、前九州監督)及び平取締役九州地方の片倉有力製糸工場長や片倉佐賀蚕種製造所長が各就任する。地元側からは、副社長(2名)に佐賀県会議員や衆議院議員経験者で、マスコミ界の有力者、佐賀県農会・財界有力者を配置する。両名は党派別にみると、政友会と民

政党に分れ、二大政党のバランスをとった布陣である。平取締役には、東松浦郡、神埼郡、小城郡、佐賀郡、藤津郡、杵島郡等の佐賀県諸郡の農会・農業団体有力者、佐賀県会議員中心に構成される。佐賀県是蚕業(株)の主要役員ポストは、片倉製糸側にて掌握していた。

片倉佐賀蚕種製造所長の大櫛平三郎が佐賀県是蚕業(株)の平取締役就任する。大櫛は、片倉製糸入社前の熊本県蚕業試験場長時代に「分離白1号」を育成したことで夙に知られていた。片倉製糸入社後に大櫛平三郎は、「分離白1号」の改良と片倉普及団の小針喜三郎が育成した「満月」との組み合わせの研究を進めている。この交雑種「分離白×満月」は、解舒、糸質、糸量に優れた特性を持ち、片倉製糸に止まらず、日本蚕糸業の発展に大きく貢献したことは疑いなくところである。

監査役については、地元側は、佐賀県佐賀郡及び西松浦郡農業団体有力者(佐賀県会議員兼務を含む)である。片倉製糸側は、九州地方の有力片倉製糸傍系会社の工場長である。片倉製糸側の役員は、経営者として定評のある今井社長のほか、経験豊富で有能な幹部社員であった。

佐賀県是蚕業(株)の役員は、その後地元側を中心に大幅な交替が生じている。片倉製糸側では、今井五介の社長継続以外では、主な交替としては専務取締役に大櫛平三郎が就任する。大櫛平三郎が佐賀県是蚕業(株)の実質的な経営責任者となったといえよう。地元側では、副社長1名と平取締役6名が就任する。この平取締役は、佐賀県会議員やその経験者及び農業団体(農会)有力者などであった。

片倉製糸による佐賀県是蚕業(株)の事業継承は、片倉製糸の下で事業の立直しと発展が図られることになった。換言すれば、片倉製糸が地方支配体制の維持に与したことになる。一方で、地方支配体制の上に片倉製糸の事業が安定的に遂

行できたのである。

片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高の増加は、建物設備の拡充、増改築を伴い、建物設備は、一新されることになった。

片倉製糸と委任経営契約を結ぶ九州蚕種株式会社

註

- (1) 片倉製糸の蚕種製造に関する研究としては、拙稿「片倉製糸の蚕種生産体制の構築～一代交雑蚕種普及団を中心に～」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第44号、2010年)。拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給～姫路・福岡両蚕種製造所を中心に～」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第45号、2011年)。拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第46号、2012年)。拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第47号、2013年)がある。
- (2) 佐賀県農業史編纂委員会編『佐賀県農業史』佐賀県、1967年、507～509頁。片倉製糸の佐賀県蚕糸業界支配の象徴として、『佐賀新聞』記載の山十組蚕秤封印事件を取り上げている(同、510～511頁)が、真相は不明である。
- (3) 佐賀県史編さん委員会編『佐賀県史』下巻(近代編)、1967年、493頁。
- (4) 農商務省農務局編『第八次全国製糸工場調査』1919年、229～230頁。
- (5) 農商務省農務局編『第六次全国製糸工場調査表』1913年、268頁。
- (6) 『九州之蚕糸業』大日本蚕糸会大分支会、1927年、44頁。前掲『佐賀県史』下巻(近代編)、493頁。
- (7) 鳥栖市役所編『鳥栖市史』国書刊行会、1982年、835頁。
- (8) 拙稿「片倉製糸の西日本における繭特約取引の展開」(社会科学年報』第39号、2005年、所収)95～97頁。
- (9) 『佐賀新聞』昭和2年4月11日、第13,800号。『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (10) 片倉製糸紡績株式会社考査課編『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941年、175頁。前掲『鳥栖市史』834頁。
- (11) 農商務省農務局編『大正十一年度蚕糸業ニ関スル道庁府県ノ施設概要』1924年、194～195頁。
- (12) 前掲『九州之蚕糸業』41～42頁。
- (13) 前掲拙稿「片倉製糸の西日本における繭特約取引の展開」97～98頁。
- (14) 『佐賀新聞』昭和2年4月11日、第13,800号。
- (15) 前掲『九州之蚕糸業』42頁。以下同。
- (16) 前掲『佐賀県史』下巻(近代編)、629頁。
- (17) 松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会、1992年、193頁。
- (18) 「昭和四年度 特約組合ニ関スル調査比較表」(『昭和五年自二月十五日至二月十八日 所長会議記録 片倉製糸紡績会社庶務課』所収)。
- (19) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (20) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (21) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (22) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- (23) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (24) 前掲『佐賀県農業史』507頁。前掲鳥栖市役所編『鳥栖市史』836頁。
- (25) 農商務省農務局編『大正十二年二月 蚕種製造ヲ為ス会社組合其ノ他ノ団体ニ関スル調査』4, 66頁。農林省蚕糸局編『昭和五年三月蚕種製造ヲ為ス会社、組合其ノ他ノ団体調』36頁。佐賀県蚕業(株)創立時の代表取締役は、今泉良子であった(『第八版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」13頁)。
- (26) 前掲『九州之蚕糸業』「広告」。
- (27) 同上、43頁。
- (28) 農林省蚕糸局編『昭和五年三月 蚕種製造ヲ為ス会社、組合其ノ他ノ団体調』36頁。
- (29) 農林省蚕糸局編『昭和七年六月 蚕兒飼育場所及蚕種製造場所ニ関スル調査』19, 80頁。
- (30) 同上、63頁。
- (31) 農林省蚕糸局編『昭和十一年三月 蚕種製造用蚕兒飼育場所及種繭生産ニ関スル調査』。
- (32) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (33) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (34) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (35) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。

- (36) 同上。
- (37) 同上。
- (38) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (39) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (40) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (41) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (42) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (43) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (44) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (45) 拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」(『社会科学年報』第 46 号、2012 年) 参照。
- (46) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (47) 本多岩次郎編『日本蚕糸業史』第三卷、大日本蚕糸会、1936 年、437～439 頁。
- (48) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (49) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (50) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (51) 同上。
- (52) 小城郡教育会編『小城郡誌』(復刻版)、名著出版、1973 年、229 頁。
- (53) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (54) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (55) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- (56) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (57) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』240 頁。
- (58) 農林省蚕糸局編『昭和六年 生糸製造者及生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。
- (59) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (60) 1932 年の佐賀県蚕業試験場の原蚕種製造品種は、国蚕支 13、14、15、105、106 号、国蚕欧 9、16、17、18 号、国蚕日 7、110 号、正白の 12 蚕品種であった(農林省蚕糸局編『昭和七年度 蚕糸業ニ関スル道府県ノ施設概要』260 頁。
- (61) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (62) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (63) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (64) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (65) 同上。
- (66) 各年度「全国蚕種製造家番附」(『蚕業新報』蚕業新報社、所収)。
- (67) 「昭和十年一月蚕品種別生糸成績調査 片倉製糸紡績(株)横浜出張所」(『昭和十年二月 所長会議記録 庶務課』所収)。
- (68) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (69) 翌々 35 年 11 月 28 日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀県是蚕業(株)に関する議案資料の中に株式 3 千株中片倉製糸持株は、2,552 株(総株式数の 85%)の記述がある。(『昭和十年度 取締役会議案綴 庶務課』)。上記約 600 株は、この持株数から正確には 604 株、合せて 2,552 株となる。
- (70) 同上。
- (71) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (72) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (73) 同上。
- (74) 『昭和十年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社』。
- (75) 社団法人私立佐賀郡教育会編『佐賀郡誌』(復刻版)、名著出版、1973 年、158 頁。『佐賀県農業者団体史』佐賀県農協同組合中央会、1963 年 66、126 頁。『第拾貳版 帝国銀行会社要録』(大正拾参年度)、帝国興信所、1924 年、「佐賀県」12、15 頁。
- (76) 大和町史編さん委員会編『大和町史』大和町教育委員会、1975 年、325 頁。富谷益蔵『佐賀県官民肖像録』博進社、1915 年、223 頁。佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、佐賀県議会議務局、1958 年、836 頁。
- (77) 『昭和十一年度 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (78) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』206 頁。多久市史編纂委員会編『多久の歴史』多久市役

- 所、1964年、558頁。
- (79) 海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』扶桑社、1917年、153頁、農商務省農務局編『第八次全国製糸工場調査』（大正6年度）、230頁。
- (80) 前掲『第拾貳版 帝国銀行会社要録』（大正拾参年度）、「佐賀県」1、15頁。『佐賀銀行史』佐賀銀行、1971年、38頁。『佐賀銀行百年史』佐賀銀行、1982年、132頁。
- (81) 内尾直二編『第十一版 人事興信録上』人事興信所、1938年、イ一72頁。前掲『佐賀県農業団体史』29、128頁。石井次郎（多久藩士梶原家出身）は、多久藩漢学者を系譜とする石井家先代の石井タツの養子となり、1895年家督相続し、農業を営む。
- (82) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』252頁。
- (83) 酒井福松・村川嘉一編『佐賀県の事業と人物』佐賀県の事業と人物社、1924年、11頁。前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、832頁。
- (84) 佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』上巻、佐賀県議会議務局、1958年、「歴代議長」。
- (85) 武雄市史編纂委員会編『武雄市史』中巻、武雄市、1973年、376～377頁。
- (86) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』（第10期2頁、第17期2頁）。
- (87) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (88) 谷 元二『第十三版 大衆人事録』帝国秘密探偵社、国勢協会、1940年、「佐賀」4頁。栗山賚四郎は、佐賀県の堺 時中(農業)4男で、栗山延光の養子となる。妻(ツサ)は、養父延光の3女である。
- (89) 前掲神埼町史編さん委員会編『神埼町史』699頁。前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、831頁。
- (90) 前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』上巻、「歴代議長」。
- (91) 前掲武雄市史編纂委員会編『武雄市史』中巻、377頁。
- (92) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (93) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』207、252、321～322頁。『第八版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」6頁。小城町史編集委員会編『小城町史』小城町役場、1974年、406、424頁
- (94) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (95) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (96) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』251、253頁。
- (97) 前掲『第拾貳版 帝国銀行会社要録』（大正拾参年度）、「佐賀県」7、13頁。高瀬末吉編『昭和五年版 大日本商工録』大日本商工会、1930年、25頁（渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧 佐賀編長崎編』日本図書センター、1999年、254頁、所収）。
- (98) 『佐賀新聞』1923年6月13日、第12,463号において、鳥栖郵便局長の古賀哲郎は、1923（大正12）年6月11日の佐賀県下3等郵便局長会議（於・佐賀市公会堂）優良局表彰（管内13県の優良成績局として表彰旗授与）される。鳥栖市教育委員会編『鳥栖市誌』第4巻 近代・現代編、鳥栖市、2009年、91頁・表2-3。
- (99) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (100) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』（第10期54頁、第17期67頁）。
- (101) 前掲『佐賀郡誌』158、160頁。前掲富谷益蔵『佐賀県官民肖像録』161頁。川副町誌編纂委員会編『川副町誌』川副町誌編纂事務局、1979年、396頁。『第拾貳版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」11頁。尚、佐賀塗料製造(株)の監査役は、今泉良子である。
- (102) 前掲『佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、844頁。鹿島市史執筆委員会編『鹿島の人物誌』鹿島市史資料編第四集、鹿島市、1987年、9～10頁。
- (103) 鹿島市史編纂委員会編『鹿島市史』下巻、鹿島市、1974年、105頁。前掲『佐賀県農協三十年のあゆみ』66頁。
- (104) 前掲海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』57、437頁。前掲富谷益蔵『佐賀県官民肖像録』340頁。『第七版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」8、12頁。『職員録』（昭和10年1月1日現在）、内閣印刷局、1935年、414頁。前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、843頁。この「県会議員一覧」には、米満鹿太郎の「職業」を「農業」と記している。米満は、佐賀郡の有力地主なのであろう。
- (105) 安藤仁隆編『第四十版 銀行会社要録』東京興信所、1936年、「佐賀県」2頁。
- (106) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (107) 同上。
- (108) 『佐賀新聞』1928年4月18日、第14,158号。
- (109) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。

- 績株式会社庶務課】。
- (110) 前掲『佐賀市史』第四卷（近代編大正・昭和前期）361頁。前掲『佐賀県農協三十年のあゆみ』66、485頁。
- (111) 『昭和八年二月 所長会議書類 昭和八年十一月 事務主任会議書類】。
- (112) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課】。『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課】。
- (113) 『昭和八年二月 所長会議書類 昭和八年十一月 事務主任会議書類】。
- (114) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課】。尚、山岡政市は、1936（昭和11）年9月18日と翌年9月8日各開催の片倉製糸取締役会において、休職の辞令と依頼退職が承認される。
- (115) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』（第10期44頁、第17期56頁）。
- (116) 『大櫛平三郎先生伝・研究業績要録』大櫛平三郎先生顕彰記念事業会（代表・坂梨日露）、1964年、1、57頁。『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課】。
- (117) 平塚英吉編著『日本蚕品種実用系譜』大日本蚕糸会蚕糸科学研究所、1969年、94頁。
- (118) 田島弥太郎『蚕品種物語 昭和期（I）』（『蚕糸科学と技術』第27巻第9号、1988年）48頁。
- (119) 阿蘇国造「地方蚕業試験場長の白眉 大櫛平三郎君」（『大日本蚕糸会報』第379号、1923年）42頁。「蚕海を泳ぐ人々」（『大櫛平三郎君』『蚕糸界報』第466号、1930年）101～102頁。
- (120) 『昭和十二年分 取締役会議案綴 本店庶務課】。
- (121) 横山忠雄「多糸量系品種の繭糸質の改良と強健性品種」（『蚕糸科学と技術』第15巻第7号、1976年、50頁）。
- (122) 『大正二年 職員録（乙）』印刷局、1913年、678頁。『大正五年 職員録（乙）』印刷局、1916年、741頁。前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』66頁。伊万里市史編纂委員会編『伊万里市史』本篇、伊万里市役所、1963年、663頁。
- (123) 前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、847頁。浅野松次良『第四十七版 日本紳士録』（交詢社、1944年5月、64頁）では、副島元市の佐賀県会議員選出の時期は、稍早い。
- (124) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』458～459頁。
- (125) 前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、841頁。
- (126) 前掲『佐賀県農業団体史』40、130頁。前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』66、492頁。
- (127) 前掲『第十三版 大衆人事録』〔佐賀県〕2頁。
- (128) 前掲『職員録』（昭和10年1月1日現在）414頁。前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、842頁。相知町史編さん委員会編『相知町史』下巻、相知町、228頁。
- (129) 前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』上巻、「歴代議長」。
- (130) 前掲『佐賀県農業団体史』30、129頁。前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』66頁。
- (131) 同上。前掲鳥栖市教育委員会編『鳥栖市誌』第4巻 近代・現代編、91頁・表2-3。前掲『第拾貳版 帝国銀行会社要録』（大正拾叁年度）、〔佐賀県〕13～14頁。
- (132) 安藤仁隆編『第三十八版 銀行会社要録』〔佐賀県〕5頁。前掲『第四十版 銀行会社要録』〔佐賀県〕6頁。1934年下益金7,346円、前期繰越益金532円（安藤仁隆編『第三十九版 銀行会社要録』〔佐賀県〕6頁）、1936年下益金7,478円、前期繰越益金57円（安藤仁隆編『第四十一版 銀行会社要録』〔佐賀県〕6頁）である。
- (133) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』229頁。
- (134) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課】。
- (135) 同上。
- (136) 『昭和七年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社】。
- (137) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課】。
- (138) 『自昭和八年九月至昭和十年十二月 取締役会議案綴 庶務課】。
- (139) 『昭和十五年分 取締役会議案綴 本店庶務課】。
- (140) 『片倉工業株式会社三十年誌』片倉工業株式会社調査課、1951年、57頁。
- (141) 同上、「年表」9頁。

〔付記〕 本稿使用資料の収集において、専修大学図書課の中田真美子氏にお世話になった。記して厚くお礼を申し上げる。